

平成31年4月23日 開会

平成31年4月23日 閉会

平成31年4月臨時会

美作市議会会議録

平成31年4月23日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成31年第2回美作市議会4月臨時会)

平成31年4月23日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(美作市税条例等の一部を改正する条例)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成31年度美作市一般会計補正予算(第1号))

日程第5 議案第44号 美作市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第45号 美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第1 議案第45号(委員長報告)

追加日程第2 議長辞職の件

追加日程第3 選挙第1号 美作市議会議長選挙について

追加日程第4 副議長辞職の件

追加日程第5 選挙第2号 美作市議会副議長選挙について

追加日程第6 議席の一部変更について

日程第6 美作市議会常任委員会委員の選任について

日程第7 美作市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 選挙第3号 勝英衛生施設組合議会議員選挙について

追加日程第8 選挙第4号 柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について

追加日程第9 選挙第5号 美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について

追加日程第10 選挙第6号 勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について

追加日程第11 閉会中の継続調査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	

17番 内海 健次

18番 岡本 泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

8番 安藤 功

9番 金谷 のり子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長 萩原 誠司

副市長 荒木 利明

教育長 大川 泰栄

総務部長 岡本 和之

政策審議監 春名 利亮

市民部長 景山 二男

危機管理監 高山 宏明

経済部長 遠藤 宏一

環境部長 森元 浩之

建設部長 春名 隆広

保健福祉部長 江見 勉

教育次長 山名 浩二

消防長 皆木 佳久

会計管理者 山本 和毅

企画振興部長心得 春名 信明

企画振興部長心得 平田 幸春

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎 功三

課長 坂元 省吾

係長 金谷 裕子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止をされております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

本日、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

定刻が参りましたので、ただいまより平成31年第2回4月美作市議会臨時会を開会いたします。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆様、改めておはようございます。

平成31年度第2回4月美作市議会臨時会、平成最後の週になりますけれども、招集をいたしましたところ、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。一言御挨拶申し上げますが、新元号、令和の時代がもうすぐやってまいります。風和らぐ、非常に気持ちのいい季節。ちょっと万葉集の文章を読みますと、もう少し早い時期かなと思いましたが、まさに令和の気分が満ちたきょうこのごろであります。心新たに新元号を迎えて、市勢の発展のために尽くしていきたいと考えております。

今回の臨時会におきましては、監査委員条例の一部を改正する条例などの条例の改正案が2件、また御案内かと存じますが、美作クリーンセンターに落雷がございまして、この落雷によって機器類が破損いたしました。市民の方々の生活を守る重要な施設でございますので緊急の修理が必要ということで、一般会計補正予算の専決処分が必要ということになったわけでございますが、これらの専決処分についての報告1件、承認4件について御審議を頂戴したいということが当局からのお願いでございます。

さて、ここで去る3月定例会におきまして選任の御同意を頂戴いたしました荒木利明副市長を御紹介申し上げます。御挨拶を申し上げさせていただきたいと考えております。荒木副市長は平成元年4月に岡山県職員として採用され、以後、農林水産部農政企画総括参事、土木部の道路建設課の副課長などの要職を歴任される中で、地方行政に関し豊富な経験と知識を持っておられ、当市の市政に貢献ができるというふうにご覧いただけます。貴重なパートナーとして存分に力を発揮していただけるものと期待をいたしております。

じゃあ、そこから。〔降壇〕

副市長（荒木 利明君）

失礼します。4月1日付で副市長になりました荒木と申します。職員の皆さんと力を合わせながら、美作市が目指しておりますひと・まち・しごと総合戦略の目標達成に向け、議会の御指導もいただきながら務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

以上、簡単でございますけれども、御挨拶をさせていただきましたが、荒木副市長を初めとして職員一同、一生懸命に職務に精励をしていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、このたびの4月の定期人事異動につきまして、出席する幹部職員の顔ぶれも変更がございました。この場をおかりいたしまして、この点につきましては総務部長から皆様方に御紹介をさせていただきます。以上、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

おはようございます。

それでは、4月1日付の人事異動によりまして新たに議会に出席させていただきます部長級を紹介させていただきます。

まず、景山二男市民部長でございます。

市民部長（景山 二男君）

市民部長を拝命しました景山と申します。よろしくお願いいたします。

総務部長（岡本 和之君）

次に、春名隆広建設部長でございます。

建設部長（春名 隆広君）

春名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務部長（岡本 和之君）

続きまして、森元浩之環境部長でございます。

環境部長（森元 浩之君）

環境部長を拝命しました森元です。よろしくお願いいたします。

総務部長（岡本 和之君）

そして、以前から出席をさせていただいておりましたが、危機管理室長から昇任をいたしました高山宏明危機管理監でございます。

危機管理監（高山 宏明君）

改めましておはようございます。

危機管理監に昇任いたしました高山でございます。改めまして、御指導のほうよろしくお願いいたします。

総務部長（岡本 和之君）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番安藤功議員、9番金谷のり子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

尾高議会運営委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る4月16日午後1時から議員控室におきまして、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、4月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日、4月23日の1日といたします。

次に、市長から送付されました議案は報告1件、承認4件、条例の一部改正案2件の7件であります。議案審議は即決議案とし、提案理由の説明後、質疑、討論、採決といたします。

次に、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期満了に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任を予定しております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日23日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日23日の1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定）」

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度美作市一般会計補正予算（第1号）」

日程第5 議案第44号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」

議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第3、報告1件、日程第4、承認4件、日程第5、議案2件、報告第1号、承認第1号から承認第4号、議案第44号から議案第45号を一括議題といたします。

日程第3、報告第1号「専決処分の報告について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

まず、1件目についてでございます。

専決処分の日、平成31年2月27日、損害賠償の額、2万6,400円、事案の概要及び和解の要旨、平成30年12月7日午後2時5分ごろ、美作市林野220番地先路上において、美作給食センターの配送車が信号機のない交差点に進入した際、自車の進行方向左側の脇道から進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突し、相手方車両の前部右側と自車の前部左側が破損したものでございます。この事故で破損した相手方車両の修理費を責任割合、市2割により賠償し、和解するものです。

次に、2件目についてでございます。

専決処分の日は、平成31年4月11日、損害賠償の額、14万2,560円、事案の概要及び和解の要旨についてですが、平成30年10月31日午後2時25分ごろ、美作市後山171番地先路上において、訪問先である相手方宅の庭先に公用車を停車し下車したところ、サイドブレーキが不十分であったことから公用車が動き出し、庭先南側の畑に転落したものであります。この公用車を引き上げるためレッカー作業を行った際、車の重みで相手方宅庭先の舗装路面が破損したものであり、破損した舗装修繕の費用を責任割合、市10割により賠償し、和解するものです。

以上を御報告させていただきます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

1番目の損害賠償、責任、市が2割なんですけど、ホフマン方式でいっとると思うんですが、状況がなぜ2割かというところがはっきりしません。場合によると1割でもいいんじゃないかなという感じがあります。

この辺をどういう判断で2割で和解をされたか。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼します。2割の判断でございますけども、自車が走行しておりましたところには一旦停止の標識がなかったところを、相手車両が進入してきた道路につきましては停止線があったというようなこともございま

して、保険屋の判断で2割ということをごささせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定）」を御説明申し上げます。

美作市湯郷駐車場の指定管理につきましては、昨年度までの指定管理者であった湯郷駐車場運営委員会の収益金の取り扱いについて協議を進めてまいりました。平成31年3月27日に協議が調い、美作市公の施設の指定管理者申請書が提出されました。指定管理者の指定をしようとする場合、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を要するところですが、平成31年4月1日から指定管理を行わせる必要があり、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものです。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点質問いたします。

御承知のように指定管理の場合は、通常であれば12月議会に上程されるべきなんですが、仄聞をいたしますと、本件に関しては昨年9月ぐらいから企画案といいますが、これを出しているようにも聞きます。専決の理由の説明がはっきり出しておりません。読めばわかることを言われただけなんですが、改めて質問いたします。なぜ専決にする必要があったのかというのが1点目。

そして、2つ目でございますが、もし今回の臨時議会で専決として報告するのであれば、今私が申し上げたように指定管理者と行政が連絡をとっておれば、12月議会に上程されたであろうと思うんですが、その辺のことがなぜなされなかったか。

そして、3つ目でございますが、指定期間をなぜ1年にしなきゃいけないのか。受ける側としても1年よりも複数年最低、例えば3年ぐらいのほうが業務を計画的に受託しやすいという状況があると思うんですが、その3点を質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

湯郷駐車場の指定管理についてでございますが、平成31年度から新たな指定管理者の運営期間になるということで指定管理者の候補者の選定について準備を進めておりました。昨年9月でございますが、指定管理者選定委員会を開催して、公募しないということで、現在の指定管理者である湯郷駐車場運営委員会を指定管理者とする方向でこの運営委員会と協議を、非公募とすることを決定して協議を進めてまいりました。そして、この運営委員会には平成29年度末で758万円の繰越金がございます、これの使途についてどうするかといったようなことを協議して、当初は12月議会での提案を目指しておりましたが、3月議会で提案する方向で運営委員会と協議をしておりました。その後、運営について剰余金が生じているということで法人税課税のおそれもあるということから、この剰余金について市のほうに納付していただくということで協議を進めることにしまして、この運営委員会と引き続き協議をしておりました。そして、3月議会に提案できればよかったんですが、運営委員会の構成母体といいますか、役員になっていらっしゃる方が湯郷自治会であったり、湯郷温泉旅館組合、それから湯郷温泉観光協会、こちら関係団体がございまして、それぞれにおいて御協議をいただく必要がございまして3月議会に提案することができませんでした。そして、協議が調ったといいますのは、繰越金について市のほうへ納付をするということで協議が調ったことで、平成31年4月から新たな指定管理の期間になりますけど、期間があくことなく続けて協議をして施設の管理運営をしていただく必要があることから専決処分をして、4月1日から引き続き湯郷駐車場運営委員会に管理運営をしていただいているところでございます。

期間を1年といたしましたのは、平成31年度において改めて議会の議決をいただくと、そういう必要があるという判断をしまして期間を1年といたしております。よろしく申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点、再質問いたします。

指定管理をする場合には、全体の期間の協定書と、年度間協定書があると思うんですが、私はいろいろと、指定管理等る一般質問しておりますが、本件に関して言えば、行政としてこの指定管理者と平素意見交換をされていたのかということをお聞きします。なぜお聞きしますかといえば、されていたのであれば、今758万円の剰余金ですが、これ実績報告をとる中でこれはおかしいじゃないのと、なぜなのという、そういった意見交換ができると思うんです。いろいろと私もイベントには行っておりますが、非常に苦労されております、それぞれの時期で。これはやはり意見交換がなされていないんじゃないかと思っております。ちょっと長くなりましたが、質問はいつごろから758万円の剰余金があるかということを理解されたかというのが1点目。

そして2つ目です。これも何条かはわかりませんが、指定管理者の制度をとる場合は受託者はみずからの経営努力で上げたものは自分で、そのNPO法人であれ、法人格があるにせよ、収受できるという規定があると思います。それをなぜ市のほうに引き上げるという判断をされたのか。このあたりの経緯を、2点をお聞きいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、前回指定管理の期間が3年間でございますが、この際も26年度決算におきまして683万5,000円の繰

越金がございました。その後、湯郷駐車場の修繕計画などについて運営委員会とは何回か協議をいたしているところがございます。それから、協議をしておりましたが、特段特別に修繕の将来の計画について、計画を立案したとか、そういうことには至っておりませんでした。

それから、市に対して納付をしていただくということですが、湯郷駐車場の利用料金自体は管理運営委員会が収入をされます。管理運営費を除いた剰余金について収益事業と判断されると法人税課税のおそれがあったりしますので、市のほうへ繰越金については納付をいただくということにしたものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

最後の質問ですが、いつごろから、つまり26年で683万円と言うんですが、いずれにしても100万円ほどの差しかありません、今回の剰余金については。私は質疑をした意図は、指定管理者と行政は絶えず情報交換をしていなければいけない。受託者に負担がかかってもいけないということです。したがって、今回は剰余金を協議してということなんですが、私はおかしいと思います。一般質問したらいかんのですが、そういう私の思いだけで質疑はいたしません、ということです。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

指定管理を渡す、この業務の内容じゃ。内容について全然聞いとらんじゃけども、どのような範囲をきちっと説明してもらわないけん、こりゃ。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

指定管理者の業務の範囲でございますが、湯郷駐車場の管理運営でございますが、利用料金の收受、それから施設の通常の保守管理、管理運営ですね。通常の管理運営、点検などでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

もう少し分かるように言わななら。あそこの、今言ようたくさん人が来られる、あっこへ、駐車される。そのときにごみを投げたり、清掃関係は、これはどがいなるん。誰がするん。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

清掃関係についても指定管理者のほうでしていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今、質問の中で申し上げたとおりでございます。反対する理由は、1つはやはり指定管理のあり方として経営努力されたものはみずからそのNPO法人、ないしは法人格を持たれてる人が収受すべきです。それを協議していただいたと。いかに税があったとしても、税を納めなければいけないのであれば、平成26年、さらにはその3年目のときに話し合いをする中で指導あるべきです。そういったことがなされずに、結果的に今日まで過ぎとるということでございます。私もあの駐車場のイベントなんかに行きますが、非常に連携をとる中で努力をされております。その方々の努力は一体何ならということ、これは1つは行政の意見交換のあり方の怠慢だろうと思います。そして、2つ目は協定書を結び、年度協定をやっている以上、それとも関連しますが、やはりその法人が収受すべきです。そして、期間が1年というのは非常に短過ぎます、いかに理由があるにせよ。私はその3点から本件に関しては反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

非常に努力をされた大変評価します。この湯郷駐車場というのは3月議会でも料金改定が出ましたが、単に林野駐車場ではなくって、湯郷駐車場の場合はもともと都市計画事業という大きな流れがあり、それを旅館組合、観光協会、当時は観光協会なかったですけど、今現在あるわけですけども、自治会等における、長い長い歴史があります。その長い長い歴史を私がここで弁述する必要ないと考えておりますが、みなし法人となされた場合、国税を取られるということでもあります。国税に伴って、当然市のほうの税金の対象にもなりましょうし、脱税は決してやるべきことではございません。ただ、節税は大いにやるのは、これはみまちゃんを見ている皆さんにも脱税はだめですよと窓際太郎さんが言ってますけどね、テレビで。節税は大いにやるべきで、大変すばらしいことをやられたなということで。

もう少し詳しく言いますと、昔はちょうど出入り口で近くの自転車屋さん夫婦が管理をしとったわけです。そのときは人件費で赤がずっと出て、このたびはそういう遮断機というか、自動販売機にかえた。それもいい販売機じゃないですよ。何とかエンジニアリングさんが協力してございまして非常に安い金額、500万円ほどだったと記憶していますが、今度は市のほうも力を入れて、湯郷のほうに力を入れてくださるということで、地元とは言いません。地元の近くにいる中山委員長ともどもすばらしいことをしてくれたい大変感謝しております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

平成31年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、その他関係法令が平成31年3月29日に公布され、市税の関係規程の改正については原則として同年4月1日から施行されることとなりました。このことから、税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市税条例等の一部を改正する条例を制定することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同年4月1日に同条例を公布しました。今回の条例改正の主要事項は、個人市民税の見直し、軽自動車税の見直しであります。なお、詳細につきましては皆様にお配りしております説明資料をごらんいただければと存じます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

平成31年度税制改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税の関係規程の改正については同年4月1日から施行されることとなりました。このことから、国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同年4月1日に同条例を公布しました。今回の条例改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険の被保険者の保険税負担に配慮するよう減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものです。こちらにつきましても、説明資料のほうをお手元にお配りしておりま

すのでごらんいただければと存じます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

間違っと思ったら申しわけないんですけど、この31年度で一応後期高齢者と同じように統一されるんだろうという前提で、間違っと思ったら訂正してください。例えば、その限度額というようなものについては、統一によって市町村が同じような限度額になるんだとか、3方式にはならないと、4方式で行くという認識は私持っとなんですけど、4方式でわからない方もおられるんで。3方式というのは、所得割と、それから均等割と世帯割というのが岡山市、倉敷市でやってる3方式です。4方式にそれが加わるんが資産で割るというようなことになるんですけども、それは変わらないということはお聞きしておりますが、ここに例えば上げる限度額というものについては統一性を持たせるような動きがあるのか。それぞれの市町村で限度額は検討しているのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。限度額の61万円でございますが、これは税制改正に伴いまして変更しているものでございまして、全国統一のものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

14番（尾高 誉久君）

わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度美作市一般会計補正予算（第1号）」）についてでございます。

副市長より提案説明を求めます。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度美作市一般会計補正予算（第1号）」）を御説明申し上げます。

平成31年度美作市一般会計補正予算（第1号）専決処分は、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算総額を208億2,500万円とするものです。これは31年4月7日、落雷により美作クリーンセンター及び最終処分場の電気設備等が損傷し、大規模な修繕が必要となったため、その費用を追加するものです。補正予算の財源は建物災害保険金9,500万円、財政調整基金繰入金500万円となっております。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

めげたら直さにはいけないのじゃけども、風水害に対するこの設計メーカー、この辺がどのぐらいの責任を持ってあっこをつくったんじゃろうか思うて。それはどういふ話をしたんか、メーカーとか設計屋とか。その責任の能力の問題じゃ。その施設の能力の問題。どのぐらいな雷が来たら、またこういうことになっ

たら、これ大変なことになるがな、次から次に。先のほうが心配なん。これで500万円で済むんだったら何じゃけども、またこういう形なものがどんどんどん、雷やこう来たら困るんじゃがな。これについて、どこまでが今言ようる責任がとれるんか、メーカーのほうが。設計したら、もうそがんなん、早う言うたら欠陥車みたいなもんじゃから、車の。車でも何かがあったらリコール全部するわけじゃから、お金なしに、メーカーが。そうでしょ。うちのごみ処理の関係についちゃあ、保険を使うたとしても、1億円ほど、ほんなら9,500万円は保険が使えたんじゃと。ほいじゃけど、あとの500万円は我々がまた払うんじゃと。ほいで、この4月1日から包括で大きな修理代だけでもとんでもない、1億円近いぐらいな修理代ずっと10年間見とるわけじゃが。それらとの関係、これらは風水害についちゃあ、その中では包括じゃ見られんというようなこともちょっと聞いとんじゃけども。これメーカーとはどがいな話をしたんかね。どこまでが今言ようるその責任が。これずっとこういう形の中でしょうたら大変じゃが。その中身を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

岩江議員がおっしゃった点、その設計の問題、これ全く同感でございまして、私のほうからじかに設計にまさか問題があったのではないかと。あったとしたら、あんた方の責任で払いなさいというようなことは申し上げました。企業のほうがおっしゃるのは、いやいや、これについてはJ I S規格に基づいて設計しているのであるから、そこで免責であると、こうおっしゃるんで。私も前の職に通産省があったもんですから、こう申し上げました。さすれば、J I Sに問題があったっていう可能性があるよと。つまり、基準として十分な基準じゃないとしたら、そういうものを日本国内で放つといえられないのであるので、したがってあなた方としてはどういうことでこういう問題が起きたのかということとをさらに調査した上で、J I Sを監督している関係省庁に対して、こういう事故があったけども、J I Sの変更の必要性はないのかということとを提言する責任があるよと、こういう話をしております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

4月7日の雷雨によってということなんです、この周辺に4月7日にどんだけの被害があったかという話じゃな。あそこの勝田の最終処分場だけに、新クリーンセンターだけに狙い打ちに雷が落ちたんか。そやけど、これから先にどのぐらいな対応ができるんか、これが心配なんじゃ言うんよ。今の避雷針をまだ増やさないけんとか。避雷針を増やしたぐらいじゃ、この雷雨についちゃ対応できんのじゃとかというような、その辺の中身だけ教えてもらわんなら、これ賛成じゃ反対じゃというまでに。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

今後の対応は、責任論についてはさっきの話ですが、今後の対応については、J I Sへ言っていくというのはあるんですが、一方で我々も自己防衛をせにゃいかんということになりますんで、雷が落ちたときに発生する電流、サージっていうんですけども、それを遮断するような技術的工夫をしてもらおうとは思っております。

それから、よくわかりませんが、避雷針の設置。避雷針に落ちたものが中を壊すっていうのは、何のため

の避雷針かわかりませんので、設置の場所を含めてしっかり再検討をして、身を守るような改善はするよう
にお願いしております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、J I Sの規定に基づいて設計したんじゃ言うて。ほな、J I Sというのは何のあても、何か
信頼も何もできりゃへんが、これ、J I Sというんが。その辺のとこをやっばしJ I Sを出した、基づいて
したというて言よんじゃから、そのJ I Sの関係についてもしっかりと物を言うてもらわんだから。今言
ようる機械がもう回らんということになったら、これは大変な問題なんで、直すことについては同意はする
んじゃけども。とりあえず、これから先のほうが問題なんで、そこをしっかりと対応していただきたいと、
かように思います。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

4点質問します。

第1点は、この施設に係る1年間の保険料は幾らかと。

2つ目でございますが、保険会社はどこと契約をしているのか。

そして、3点目は、本年2月5日、契約を締結しておりますが、その契約状況の中ではそういった損害が
発生した場合には結果の報告を求めるとあります。今、4月7日に発生したのであれば、速やかに報告が出
ていると思いますが、これはどういった内容なのか。この場でお示しいただきたい。

そして、第4点目は、保険金は公有財産の持ち主にかけとってということなんでしょうが、財調から繰り
入れをして500万円をなぜ美作市が持たなきゃいけないかということは、契約条項のどのあたりのことで根
拠とされているのか。まず、その4点をお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

まず最初に、今回の損害保険の保険の金額でございますが、クリーンセンターにかかります保険料の金
額が44万7,281円、それから最終処分場にかかります保険の金額は7万9,277円となっております。

それから、保険の会社でございますが、公益社団法人全国市有物件災害共済会と契約をいたしております。

それから、災害の概要につきましてですが、今回の落雷によりましてクリーンセンター側の計量と計量設
備、プラットホームの自動搬入扉、中央監視盤、焼却施設の機械電気設備、焼却施設及び再資源化施設の監
視カメラ、ごみクレーン、浄水送水ポンプ、飛灰処理設備などのプラント設備及び事務所側のエレベーター
やエアコン、室外機などの建物附属設備、また最終処分場のガス検知設備、電気通信設備、水処理施設の電
気設備等が被災を受けております。

被害の概要は以上でございます。

500万円の繰り入れですが、今回の被害の復旧費につきましては、工事請負費としましてクリーンセンタ
ー側に3,000万円、それから最終処分場側に7,000万円の計1億円を見込んでおりますが、そのうちクリーン

センター側の動産部分に当たります金額2,360万円に対して建築から4年を経過しておりますので、残価率が掛けられまして78.8%相当額が保険の対象となりまして1,860万円となります。したがって、2,360万円から1,860万円を引きました残の500万円は繰入金とするものでございます。

[4番岡野鉄舟君「契約の根拠を聞いてるんで、どのあたりの何条あたりって聞いてるわけ。契約書は手元にありますから、大体どのあたりか言ってくださればいい」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時09分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員の質疑に対する答弁からです。

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

失礼します。先ほどの包括委託の内容についてですが、今回の不可抗力に対します責任割合につきましては、契約書の第40条第1項に記載しております。「法令等変更または不可抗力により次の各号に該当する事態が発生した場合、市及び受託事業者は本業務の基準類の変更、損害等の負担並びにその他必要となる事項について協議するものとする」と書いております。

それから、先ほどの500万円の市の負担につきましてですが、これは全国市有物件災害共済会の保険の内容に書いておまして、動産にかかわる部分につきましては建築年数によりまして経年減価率が掛けられるようになっております。建築から4年経過しておりますので年当たり5.3%の減価率が掛けられますので、4年ということで21.2%相当分が減価されます。したがって、この21.2%に相当する部分が500万円となるということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点質問いたします。

今、部長がおっしゃられました全国市有物件云々という協会は公益財団法人だろうと思うんですが、地方自治法の263条の2、普通地方公共団体は、議会の議決を経て、これこれに委託することによる場合はというふうにあります。この保険委託契約をするに当たって、いつ議会の議決を求められましたかというのが第1点目の質問です。

そして、2つ目でございます。岩江議員の質問されたことと若干関連しますが、旧勝田町のセンターの近くに私の知り合いもおるわけですが、岡野さん、それほど雷は鳴ったように思わんと、こういう話がありました。それで関心がありまして、全国でこういったごみ焼却施設でどれほどのこういった落雷とか、風水害で災害が起きたんだろうかなというのをインターネットで調べてみますと、直近がないんですけど、平成16年から19年度まで、落雷、風水害はわずか7.3%です。非常に少ない。非常に運がよかったんじゃないかと

運が悪かったということになると思うんですが、このことを考えたときに4月1日から始まっております長期包括と同じエスエヌ環境テクノロジーさんです。建設と価格評価、技術評価にかかわってきて、結果的に26年から前年度の3.31まで受けてる業者。そして、今回の4月1日も同じエスエヌ環境テクノロジーさんです。何が言いたいかといいますと、この契約条項の中で、今部長が説明をされましたね。不可抗力による場合は協議をするものと、できるということがあるんですが、要は考え方です。岩江議員の質問とも関連しますが、ずっと5年間も管理してて、全国の災害の起こる状況とか、受託された会社としてはいろいろ情報を集める中で危機管理をされているはずだと思います。私はこれ本件を思いますのに、この全国で非常にレアな損害の発生率が少ないものと考えたときに、もうちょっと善管注意、民法でいう善良な管理者の注意が図れると思います。そういった意味で、十分な管理ができてないということですから、私はそう思います。だから、協議をする。協議があったときに、そうじゃないでしょうよと。あなた方、十分にやってないんじゃないですよと。だから、500万円はあなた持っただけませんか、こういったふうにやるのが普通。民民といいますか、（聴取不能）の契約をするときの常識だろうと思うんですが、この辺のことをどういう判断過程があったかということ、協議をされる中でお聞きいたします。

以上、2点。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

まず、1つ目の議会の議決についてですが、これについては議会のほうにはかけておりません。

それから、2番目の不可抗力によります負担についてですが、これにつきましては契約書の別紙9に書いてありますが、運営期間中に不可抗力が生じた場合は保険金等を除きました残りについて、当該年度の契約金額の1%に至るまでの負担をするということにしております。したがって、現在まだ金額が確定しておりませんので、今回予算には計上しておりませんが、確定次第1%相当分については負担を求めるようにしております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目ですが、あとの方の質問に譲りたいと思いますが、部長、大変な答弁をされましたよ。法令違反そのものじゃないですか。第263条の2。ちゃんと議会の議決によらなきゃいけないという、この法律の趣旨は全国の市町村がこういった危険負担を負ってもらう、するときには税金が要るから、議会でそのよしあしを、つまり保険会社の選択ですよ。その選択肢をちゃんとやるようになってるわけ。その議会の同意を得ないことはもう重大な瑕疵ですよ、契約そのものが。これはどう考えられるんですかということです。

〔「議長、休憩しましょうや。これはおかしい。答えがおかしいんか、中身がおかしいか、質問がおかしいかは別としておかしい」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、これより暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時36分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員の3回目の質疑の答弁からです。

市長。

市長（萩原 誠司君）

御説明申し上げておきますが、263条の2ですね、これ、根拠条文は。これは条文の書き方から見て、市町村を含めて自治体が共同して共済事業のようなものを行うことができるという規定なんですけど、この規定の一般的な解釈及び運用については原始議決をもって継続させるという解釈になります。したがって、美作市の場合は合併前の6市町村が昭和20年代だったと思いますけども、町村のほうの共済組合をつくる時に議決を行って加入して、その後ずっとやっていたと。合併後、しばらくは町村の保険、共済を使っていたんですが、その期限が来たときに市のほうの共済に移行するってときに当市の場合もその原始議決のやり直しというのをやっています。それが実は平成29年3月議会でありました。

〔「平成何年」と呼ぶ者あり〕

平成29年3月議会。つまり、合併後、29年3月までは町村でやっていたと。なぜ町村でやってたかという、掛金が実は町村のほう若干安かったんですよ。それもあつたもんですから町村執行をやったんですけども、もうしっかり市になったんだからそうしなさいということで平成29年3月の議会において改めて市になったということ根拠として全国市有物件災害共済会に委託をすることを議決して、その旨を既に存立していた共済会に通知をして加盟させてもらうということになります。その後については、先ほど申し上げたように原始議決をもって有効とするという解釈でもって歩いてきているということになります。

その意味で森元部長が答弁したのは若干内容に不備がありました。議決はあつたというべきところをなかつたと言ったことについては、おわびをして訂正をいたします。

〔4番岡野鉄舟君「3回目ですかね」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

もう終わりました。

〔4番岡野鉄舟君「わかりました」と呼ぶ〕

次に、ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

先ほど市長はJ I Sが当てにならんと、J I S規格ですね。それは今回の事件がそれを如実に証明したということだと思います。それでサージ機能を強めるとか、アース機能のことだと思うんですけど、避雷針をもっと強化するということだと思うんですけど、それをもっと早くしとけば、こういうことがなかったわけで。私が思うに、勝田というところは、美作市全体かもわからんですけど、雷が多いんです。いや、確かに、いや、市長言われますけど、勝田で光ファイバーが何度も故障してるんですよ。御存じでしょう、皆さん。光ファイバーに雷が落ちて、光ファイバーを修正したということは何回も起きてますよ、勝田では。皆さん、覚えとられませんか。私、前の議員しょうたときにそういうことが何回か起きて、勝田には雷がよく落ちるということは事実なんです。ですから、安藤議員も、そのとき市会議員おられたかおられんか、おらなんだかな。勝田には光ファイバー何度も壊れてるんですよ。ですから、勝田全体ですから、とにかく雷というものは、それはもう落ちるんです、絶対どっかに。それを怠ってたというのは大きな問題は私は残ってたというふうに思います。

それで、今後機能を強めるというんですけど、それはクリーンセンターだけの問題じゃないと思うんで

す。もっとほかにもそういった機能を強めていかなきゃならんということがあると思うんで、それに対してどういったふうに取り組んでいかれるのかということもしっかりお聞きしておきたいなと思います。これはちょうど、この事故がいい機会だったといたら悪いですけど、これを契機に。例えば、今言うように光ファイバーなんかも落ちるんです。それをどうして防いでいくかということは、やっぱり科学の知恵を集めてやっていかにゃあ、市民生活に大きな弊害が起きてくるというふうに思います。それについての取り組みをどうするかということについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは残存価格の問題ですわね。残存価格が下がってきたので、それに対する補償も下がってきて、新しいものをつけるときには500万円の負担が要するという説明だったと思うんです。これは一見正しいように思うんですけど、例えば今ごろの家の保険なんかは、火災がいても再建築するときの価格が補償されてるような保険もありますわね。そういったものに変換していく必要もあるんじゃないかなと。例えば、残存価格が10年、20年たつてゼロになったと。そこへ雷が落ったら保険払っても全部、全額市のお金が要するというようなことになってくると、それは非常に不都合でしょう。市にとって大きな被害が出てくるということですから、そこら辺の対応をどうするかということも考えにやいけんと思うんですけど、その辺はどういうふうにされるかということもお聞きしたいな。その2点をお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

その雷の問題については、新たな視点から必要な検討をいたしますが、私が聞いた話では、例えば間山あたりには随分落ちて、ある方から聞いたんですけども、水道施設に落雷でかつて同じような事故が起きてたんだというようなことがありました。その後、そういう問題が市には起きておりません。そんなことも含めながら、必要なことがあれば考えていきたいと思います。

それから、保険については、もちろん他のシステムが使えるかどうか。それが損か得かを検討しますけど、今のところ市有物件についての保全の観点からはこの市長会傘下の市有物件の共済が最も市役所にとっては有利、妥当なものであるということには間違いはないと思っておりますので、なかなかいいものがあるかどうか自信がありません。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

確かにこの掛金を聞いたときに、これは安いなと。

〔市長萩原誠司君「安いんですよ」と呼ぶ〕

ええ、それは思いましたよ。これが安いだけに、やっぱり出てくるものも少ないからこっちの負担がかかってくるというふうな、どうも保険みたいな感じがしますよね。ですから、それをどういうふうに整合性をとって、少々高くてもこちらの負担が少なく済むほうがいいのか。そこら辺の計算というのか、シミュレーションというのも必要なんじゃないかなと私は思います。もう少しやっぱり皆さんも全国市有物件災害共済会ですか。そういうことにすぐ頭行くとするんですけど、もうちょっとほかにも。これはこういう欠点があるからこっちの保険はどうかなという研究をやっぱりされる必要もあるというふうに思います。

それが1点と、それから先ほどの落雷の件ですけど、市長は間山の辺のことを言われましたけど、確かに間山も落ちるんかもしれませんが、間山に限ったこっちゃないですよ。雷は落ちるんです。ですから、それを前提にして、先ほど岡野議員は7%で、雷だけじゃなかったかもわかりませんが、低い言われましたけ

ど、私は7%というたら結構災害率としては高いなという思いがします。ですから、災害をどうして防ぐかというのは水害だけじゃないです。雷も非常にこの地域では、各家庭もそういうことに対して対策をとっておられる人もおられると思いますし。例えば、コンピューターなんかは電源のところこんな丸いもんがついて、過充電流が流れるとぼんとそこが飛んで、コンピューターには被害がこうむらないように設備もできてるわけです。そういったことで、まだまだ私たちは研究する余地は残ってたんじゃないかなという思いがします。ですから、そこら辺をしっかりと研究して、今後どうしたらもうこういうことが起こらないのか、しっかりと研究してほしいなど。その辺の取り組みについてもお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

少なくとも、本件、最終処分場及びその焼却施設については全くおっしゃるとおりだと思っておりまして、私どもなりに研究をして、こういった事態が起こる原因をなるべく除去しようと思っているんです。サージキラーなのか、設置の改善なのか、多分両方だと思いますけれども。私の知る限りにおいては、せっかく避雷針で受けているのに避雷針で受けた効果が全くなかったっていうことについてはまことにおかしいと思っております、それは改善の余地があるという気がいたします。強くしております、その辺の改善はさせていこうと思っております。その他のものについても、その知見を生かせるものがあれば生かしていきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

[10番岡本泰介君「よろしい、何ぼ言うたって。」と呼ぶ]

ほかに質疑はございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

1点だけお尋ねしたいんですけど、市長のほうの説明でもある程度理解したんですけど、21年度に保険をかえられたと、町村から市のほうへ。

議長（鈴木 悦子君）

29年。

3番（岩崎 清治君）

29ですか。済みません。29だったら時間的な部分が僕の勘違いになるんでいいんですけど、今までは雷の落雷による水道の事業所がすごい被害があったんですよ。その水道の事業所の中では、年数がたったことによって経年で金額が少なかった。俗に言う市のつけ足し部分がなかったというのがあったんですけど、今回からはずっと発生するんですねという確認の意味なんですけど。岡本議員と同じような質問になってくるんですけど、それではないような保険というのはもうないのかなと、掛金も含めてなんですけどね。そのあたりを詳しく教えてもらいたいな。それによって、今回はこうなると。今まで雷が落ちて、電気関係がいつでもお金が要らずに保険だけでできようわけです、端的に言うと。だから、保険会社かわったんだったら仕方がないっていうのはわかるんですけど、そのあたりもうちょっと丁寧に教えてもらいたいなと。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

この共済については、先ほど言いましたように我々がかつて所属できていた町村のものよりはやっぱり落ちてるのは間違いないですよ。これは間違いないことです。町村のほうが総体的に有利であった。それは恐らく共済の裏側にもう一個別の資金があった可能性があるんですけども、市になったらそれはえらいだからみたいなことでなくなっている可能性があります。それにしても一般的ないわゆる火災保険、落雷も含めて、のようなものよりは圧倒的にいいことも確かです。私、かつて議論したことでいうと、保険会社の方に、民間の損保の方に、こういうのに参入しないのかと言ったらとてもできませんと、人件費出ませんという返答があったんで、少なくとも今の状況からいうと、探してみても答えがいいものが出てくるとは想定できません。ただ、私の人知だけが全てではないので、岡本議員が、あるいは岩崎議員がこういうのがあるよということがあれば、早速研究しますんで御提示方よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

細かいことをどんどん聞いても答えを持っておられんでしょうけど、保険の掛金。前の保険には町村じゃないから入れないというのは、もうこれもわかってることなんですけど、もう少し丁寧に保険の掛金どれだけ上がって、これだけの部分になったということを説明を受けない限り、市長の今の僕らの質問に対しての返し言葉でいいとこがあったらって、いいとこか悪いとこかというのが答えれないわけですよ。もし、そういう本当の気持ちがあるのであれば、そういう資料をもらって、どういう状態なんですということをお聞ひいただければ、言葉の切り返しだけじゃどうにもならないんじゃないかなという気がします。いいです。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

この被害金額1億円という、大きいんですが、環境部長の森元部長、私が報告を受けておるのは直りましたと。今、全然直ったんじゃないし、まだこれから修理する段階の報告されとるようなんですけども、そういうことが役所の中で、森元部長、報告はどなたに一番にするんですか。そのことがまず1点。

そして、もう少し危機管理を、そういうふうなことを想定しながらする。へえで、あなたは今不可抗力という言葉が使われましたが、不可抗力というのは、もう人間が全てのことで万全を尽くしたのにもかかわらず、災害が起きたということは使ってもいいと思いますけども、その不可抗力、全然その対応もしてないのに。多分あなたの使う言葉は想定外という言葉が合っているんじゃないかと思ひます。そやから、これをどういう認識で不可抗力という言葉が使われた、ここで問いただすことじゃないんですけども。今後、こういうことも含めて、早期にやっぱり議員の方々、関係者に詳しく事情を説明していただきたい。それを1点だけ、できるんかできないのか、する気があるんかないんかだけお聞ひします。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

まず、1点目の被害があった場合の報告先ですが、まず第一に市長のほうへ報告するようになっております。

それから、先ほど契約条項の中で不可抗力という言葉を使いましたが、今回は雷に対する避雷設備を設置していながら、それ以上の想定外の雷が落ちたことによって被害が生じたということで、まさに想定外であ

りましたことは事実であります。今後につきましては、原因等を究明しまして、今後このようなことが起こることがないように、雷が落ちましても被害が最小限に抑えられるようなシステムを構築していきたいと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

耳ざわりのいいことばっかり聞いたような気がするんですが、実際想定外というような言葉が、現実には何か起こったときにそういう言葉を使う。じゃけど、言葉の問題じゃなくして、あなたの答弁に対して、なぜ2度目の手を挙げたかと言えば、避雷針というものがあれば、なかったんでしょ、今回の事故は。だから、まず落雷があって、しかしそれを今度はなくしてから直す、同時にですね。そのことがやっぱり必要なんじゃないかな。この1億円の中にはその避雷針のことも入るとるわけか、そこら辺のところ。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

今回のクリーンセンターの設備には避雷設備は設けておりました。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、いいですか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

専門的なことはわかりませんが、はっきり言ってね。だけど、避雷針が1本につきどのくらいなものをカバーしていくんか。あの現状の現場に何本の避雷の設備があるのか。どのくらい足らなかったんで、今度これだけを増やすとかというような話でないと、また同じようなことになりやせんかなと、こう危惧しておるわけです。それで、そういうことはもう既に計算しておられると思いますので、そこだけを答弁していただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

今回設置しておりますクリーンセンターの避雷設備につきましては、10万アンペアの電流が流れても可能な設備となっております。したがって、今回の雷の電流圧がどの程度のものであったかというのとははかることができませんが、想定外の電流が流れたことによって被災したものと考えております。

〔5番中山忠明君「これ何か、質問を3回も4回もしてもええんかな。全然答弁になってねえな。10万アンペアって言うたって」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）

今後の対応についてであります。今回設置しておりますのは避雷設備は1基でございます。したがって、それが1基でよかったのか、それとも誘導電流を受ける誘導線というものが、それが細かったのかということも含めまして、そういったことを研究しまして、今後施設の改善を図りたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

反対討論をさせていただきます。

刑法の言葉に「疑わしきは罰せず」と、こういう言葉がありますが、私は本件に関しては疑わしきは罰するという感じを持っています。これなぜかと申しますと、今部長が説明されました40条で協議をするということの過程を、そこしか聞いておりませんが、御承知のように危険負担のあり方については民法の大体534条から6条あたり、債権者主義と債務者主義という言葉がございます。本件に関して言えば、建設当時の会社と長期包括の会社と一緒にございます。るるその雷の落ち方の問題を岡本議員とはいろいろと議論されましたが、危険度合いを考えたときに、もっと善良なる管理者で注意でやるべきだと思います。そうしたことを考えたときに、国民の契約をするときに、あなたやってくださいよと、やるべきですよという、こういう交渉過程があつてよかったと思います。しかるに本件は財調から取り崩しをしていると、これは極めて残念だと思います。そういった観点で、私はこの専決処分は既にもう契約もされてると思いました。私はそれを反対をいたします。今後のこともございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

御存じのように、クリーンセンターは市民に直結した施設でございます。ごみの運搬収集、それから日々このクリーンセンターがとまる、停滞するということはすなわち市民の方々に御迷惑をおかけいたします。したがって、どういうことであるにせよ、早急に直していただき、市民生活がスムーズに安全に、そして円滑にいくようにしていただくと。そのことについて、この専決については賛成の立場をとらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

大変じゃないかというのを思ってます。ただ、10万アンペアが、アンペアが10万もあるのかと。ボルトの違いじゃないかと思ったんですけど。これは私も市長と同じく、間山でよく落ちるといのは聞いたことがあります。実はあそこには電波塔が、うちの（聴取不能）じゃなくって、電波塔がありまして、5本ぐらい避雷針。皆さん、避雷針というのは避けると書いとるから、この日本の国語というの困ったもんだなど。避けるんじゃないかって呼雷針言うて、要するに雷を呼ぶから金がついとんですね。御存じのように、金の伝導率が今地球上では最高の伝導率でございます。伝導率そのものを、アースというの、地球のことをアース言いますけど、アースすることが地球に潜らすことをアースと言って、それでいいということになっとなんですが、それが水で、例えば風呂に入っている風呂の湯舟に電気がぱっと落ちたら、ぬれてるからつながって、上がってる状態で足がびりびりとする。びりびりとしたのが、体が計器で、いろんな計器に支障を及ぼして今回大変な事故になったなということ。今後はやるとしたら、例えば専門家がもっと遠いところにアースするとかということが出来るんか。または、今ごろは余りヒューズというものに関心がなくなりましたが、昔の家はとろっと溶けるヒューズがありまして、それで大事な機械の前にヒューズがあるようなことで、そこで食いとめることができるかできないかというような研究は怠らないようにしていただいて、それが最終的にはJ I Sにつながるなど。日本工業規格も努力しなさいということで、これは本当にいたし方なかったことではございますが、日々努力することをクリーンセンターの新たな部長にお願いいたしまして賛成いたします。これはいたし方ないことであろうと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度美作市一般会計補正予算（第1号））」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、日程第 5、議案第44号から議案第45号について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第44号及び議案第45号について御説明申し上げます。

まず、議案第44号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

識見を有する者のうちから選任された監査委員 1 名の辞職に伴い、監査委員の定数を地方自治法第195条第 2 項、本文の規定に基づき 2 名とし、あわせて常勤の監査委員を廃するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

美作市障害者地域活動支援センター「なごみ」は、作東総合支所 1 階で事業実施をしており、平成30年度より社会福祉協議会へ事業委託しております。社協の本所がごございます作東長寿センターの 1 階スペースがあいていることから、社協内で連携の強化を図ること、また利用者、支援者の利便性の向上を目的としまして31年 6 月より作東長寿センター内に移転するため、本条例において規定している位置、これを改めようとするものでございます。

以上、議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いたしまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

初めに、議案第44号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

25年度以前に戻ったということだろうと思います。1 点お聞きしたいのは、現行は議選と、それから識見を有する者 1 人なんです、この改正後の姿において、識見を有する監査委員の方のお手当、報酬は幾らですかということが第 1 点の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。まず、識見を有する監査委員の方の手当ということでございます。

こちらの報酬及び費用弁償に関する条例のほうで、監査委員、学識経験者ということで月額 6 万円とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

監査事務局の職員と議会事務局の職員が併任をしております。刷新期間は4名であり、それが3名になり、今平常どおりに戻ったんですが、さぞ刷新ができる状態になったんだろうと、そういう配慮のもとに現行に戻されたんだろうと思いますが、そこで質問でございます。現在は、御承知のように財務的なことの監査だけでなく行政監査といえますか、そういったことをやるような（聴取不能）が、27市町村において、私の仄聞するところによりますと、いろいろと苦労されているのが現状でございます。そこで、任命権者である市長に質問いたしますが、手当を下げ、常勤的なところを、監査委員が少なくなるということの中で、しかも職員が監査事務局と、それから議会事務局を併任しとるとということの中では、現在求められているその需要の中で相反するんじゃないかなと思いますが、この辺のことを市長はどう考えられて、今回の条例改正をされておりますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まことに難しいところでございまして、今まで刷新期間ということで監査の充実をし、本当にたくさんのお指摘をいただいて、それが全部とは言いませんけど、ある程度整理がされてまいりました。そういうことの中で通常のスタイルに戻すべきだろうというか、戻すことが、もともと予定されておりましたので、そのもともとの予定どおりにするということになります。その中で、前よりも給料を下げるから仕事をしなくなるんじゃないかみたいな御議論もあるんですが、今のところ、この条例改正については監査事務局の発意もあったもんですから、よくその辺の事情も聞いてまいりましたけれども、一生懸命に職務の整理をしていきたいという決意はお変わりになってないということも確認した上で、この辺の矛盾というか、微妙なところも含めて悩んだんでございますけれども、やはり本筋に戻すということをもともと予定しておりましたので、そのようにさせていただいたというのが背景でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

お見受けするところ、代表監査委員が、識見を有する監査委員がいらっしゃらないんですが、その答弁を誰が答えるかということは私の知るところじゃないんですが、現実に地方選挙があったときには第2次の定期監査ができてなかったわけです。そのときに東内代表監査委員は市長選があったからということで答弁をされて、それは私はおかしいんじゃないですかと、計画をちゃんと立ててやるべきでしょうという一般質問をしております。今回、4月1日から現実に第1次の定期監査と第2次の定期監査は変わらないはずですが、しかも、今私が最初の質問で申し上げたような世界情勢がある中で、どうやって監査計画を立てられていくんですかということですか。これは2回目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目、はい。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、監査の件数でございますけども、定期的に行います監査以外、すなわち刷新条例ができてからの動きでございますけども、平成26年に5件、それから平成27年から29年にかけてが各年で2件、そして昨年の30年が1件と確実に減ってまいっておりますので、監査委員さんとしても監査が可能だろうという判断をされたものというふうに考えております。

そして、職員のことでございますけども、刷新条例以前につきましては監査事務局長が議会事務局の職員を兼ねておりました。しかしながら、その刷新条例以降、専属の事務局長を配置いたしております。それから、監査事務の補助といたしまして、現在嘱託の職員の方に来ていただいておりますという状況でございます。ですから、職員のほうについては現在の状況と変わらないまま続けていきたいというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この監査委員の関係について、私も一般質問の中で代表監査委員何ほか、2回ぐらいか、質問させていただいたんですが、現場までは手が回ってないというような答弁がございました。それは、その監査委員が多いからええというもんでもない思うけれども、手が回らんということは、現場まで行けてないということは、手が回らんのじゃろう。手分けでもしてやってもらわなったら、これは何を言おうとするということは、武蔵の里、愛の村のこの管理の関係。これが業務委託契約の中の仕様書の中にもきちっと明記しとるにもかかわらず、今言ようる6,333万4,000円の指定管理料を払うた。けれども、仕様書の中には契約の中にきちっと明記しとるのにかかわらず、仕事を怠ると。それは今言ようる質問したら、私は現場へよう行つとらんので。ほんで、これどんなかな。その辺のとこの話はできとんか、少のうても今度はできるんか。多いてもできんもんが、少のうて今度は仕事ができるじゃろうか思うてね。少のうしたら、これがよう監査ができるんじゃろうか。多くてもええというようなもんじゃない思いますけれども。その辺のところにの御答弁をお願いしたい、かように思います。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

岩江議員の御質問でございますけども、監査委員の方のほうからも定数減の御意見というのはいただいておりますので、十分監査ができるものというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、おかしい答弁しちゃいけないよ。監査委員の方ができない、手が回ってねえんじやという言うものを、監査委員の方が言うたから、今度はここに上程したんじやというような、そんなとぼけたことを答弁するのはもってのほかじゃろうがな。何のための、監査委員の仕事というのは何ですか、あんた。市民をばかにしたような答弁はやめてもらわにや困る。できてないんでしょ。

それから、今言ようるそれを話をしようというやつは、いまだたって部長は、話はしょんじやと、金は返してもらわにやいけない言うて。それがいまだたってまだ返事がない。ちょっとおかしいんと違うん、そ

れ。監査委員のほう言うたから、監査委員が手が回んから言うて現場へ寄つとらんじゃというようなもんが、監査委員が少のうしてもろうたらええから言うて、監査せにゃいけんことを怠つとって、監査委員が言うたから、またこれ定数を少のうしたんじゃと。そういうふうな答弁つちゅうのは、ちょっととんでもない答弁じゃ。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

再度御質問でございますが、先ほど申しましたように監査委員さんのほうは定数2名ということに減でございますけども、先ほど申しましたように職員については以前よりも充足を図っております。したがって、これは監査委員会のほうにお願いなんですけども、その職員等をフルに活用して十分な監査をしていただけるようにこちらからもお願いをしたいというふうに思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これ2回ぐらい言うたはずじゃ、これ、昨年的一般質問で、ここだね。話をきれいにしてから言いんさいよ、あなた方は。物事をそのままにしとって、減らすだけの問題じゃ、こんな納得できるわけないでしょうがな。おかしいと違うんか。仕事ができとらんじゃろがな、ほんで。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年4月17日だったと思います。臨時議会で3名の監査委員さんということでお願いをさせていただきました。そのときの議員からの御質問で、平成28年度の定期監査、第2次の結果報告といたしまして、4名の監査委員さんのほうから組織の定員管理について再演事項での御意見が出ております。その中で、組織の定員管理としまして類似市とも比較し、適正な定員管理を進められたいという御指摘、御意見が出ております。その中の監査委員の人数としまして2名ということで指摘を受けておりますので、そちらもありましてこのような対応をさせていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

1つは岩江議員の質問の中でもしたんですけど、監査の部分について監査委員さんの意見を、勤務の状況を聞く必要じゃなしに、市の意見がどうなんだっていうのが主体に考えにゃいけんっていう気がします。その中で私のほうの質問は、金額のほうは14万100円が6万円になりますよということになりますわね。プラスここにも書いてありますけれども、期末手当の部分のカットになると。ということは、条例通ってないですけど、今現在の監査委員さんが年報酬でいうと半分以下、もしくは3分の1ぐらいな数字にかわると思うんです、年報酬が幾らかっていうのはすぐ計算できないんですけど。給料でいえば半分以下になってますし、期末手当が加算されるということで、2分の1か3分の1程度になるだろうと思うんですけど。その中で勤務時間、先ほど部長さんのほうから話があったんですけど、常勤監査委員さんはその条例改正のときに

私が8時半に出て、じゃあ5時に帰られるんですねって言ったら、そうじゃないですという話がさんざんされたんで、時間は何時から何時かということは的確に言われなかったんですけど、常勤というのは毎日出てくるんだと、みたいな感じで朝8時半から5時までという意味ではありませんと。俗に言う週38時間ですか、こういう話にはなかったんですけど。現在の、週でも月でもよろしいですから勤務時間数と、それから代表監査委員さんというのがなくなった場合の勤務時間、月でもよろしいですよ。月でも週でもよろしいです。それと、多分報酬が減るわけですから、先ほど言いましたように3分の1程度になるはずでしょうから仕事の内容、どれどれをなくして、どういうふうにされようと思っているのか。これをわかるような説明でお願いしたい。質問の趣旨わかりますね。勤務時間数と、勤務時間が今常勤だったらこれだけあったんです、これだけ減りますよと。減った時間については報酬減るわけですから、減った時間は今までしようた仕事内容をこれだけ減らすんですよと、ここを教えてください。休憩してもらってもいいですよ。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時31分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、答弁からです。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岩崎議員の御質問で、まず1点目、勤務時間ということでございますけども、時間的には午前10時から午後4時ないし5時までというふうにお聞きしております。また、年間の勤務日数でございますけども、こちらについても約70日程度、現在でも来ていただいております。ただ、今後必要であれば、それ以上にも出勤もされるというふうにお聞きいたしております。

それから、何を削減するかというところでございますけども、以前4名であった監査委員さんが2名ということでございます。合議体で協議をまとめるときの時間、このようなものが短縮できるものというふうなことを考えております。

それから、出納監査、出納検査というものにつきましては、現在囑託で来ていただいとる方が出納関係に精通された方でございますので、まずはその方が重点的に監査をしていただくと。そして、重要事項について、その後、識見を有した監査委員さんにお目通しをいただくというふうな形で進められるということでございます。そして、職員、先ほど申しましたように局長については専属で配置いたしておりますし、また兼務の職員が1名おりますが、その職員につきましても当然必要な時期においては半人役じゃなくて1人役を監査事務局のほうに使っていくということでございます。

そしてなお、先ほど岩江議員の御質問の中で愛の村の件がございましたけども、確認しましたところ、その後、現地確認をしていただいているというふうにお聞きいたしました。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の質問は、常勤の方については1日か、今1日言われたんですけど、1日10時から4時か5時まで。4

時間から5時間ぐらいですよ。それが勤務されて、今後どういうふうになるんですかと。できれば、1週間で言っていただければ一番ありがたい。先ほど70日勤務、1年間。それ常勤って言うんですか。一番最初の去年の説明では、勤務時間数についてはタイムカードを押して、朝8時半から5時までとは言わないんです。朝遅く出てきて昼で帰られることもあれば、夕方までされることがあるんですけど、毎日出てこられるのが常勤なんですという説明を去年の予算のときにさんざんされたわけですね。それを1週間じゃなしに、年間70日。1週間に5日間でしょ、大体。月に何十時間でもいいんですけど、もう少しはっきりわかるように言うてください。私の言うのは、1年間でもいいです、1カ月でもいいです、1週間でもいいです。それが、今度はこのようになりますと。報酬のほうが3分の1に近い数字になってきてるわけじゃから、その分だけ減るでしょうと。業務量も3分の1減るでしょうという中で、これはあくまでも予算、条例を見た中の想像なんです。それをはっきりして、それで今までの監査のしよったこういう監査の項目が、これとこれとこれがもうできませんよと。できないって、当たり前ですからね。これとこれとこれができないというのを教えてもらいたいというお話で、今の答弁、同じ質問してるんですけど、1回目の答弁は質問に対して答えになってないと思うんですけど。必ず今度はしてください。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

済みません。私の言い間違いがあったかもしれませんが、もう一度申し上げます。

先ほど申しました年間70日というのは、非常勤の監査委員さんの日数でございます。常勤の監査委員さんはこれまで週に約3日だったと思います。出勤をしていただいて監査をお願いしております。

〔3番岩崎清治君「違うじゃろ、それは。毎日勤務じゃけん。それが常勤じゃ。勤務時間は違う言うたん、去年の説明のときにはで」と呼ぶ〕

週3日でさせていただいております。

今度は、年間でいうと140日ぐらいになるかと思うんですけども、その監査委員さんではなくて年間70日、約半分ぐらいの監査日数ということになってまいります。また、業務でございますけども、定期的に行う監査については、もう今までどおり全く支障のないようにしていただくことが必要でございますし、先ほど申しましたように臨時的なもの、例えば住民監査請求であるとか、そういうふうなことが発生した場合には忙しくなってくるということもございますけども、その件数が減ってまいっておりますので、その分は楽になっておられるのではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

答えになってないんじゃないけどな、業務内容について。いいですよ、何回も言います。

それでは、勤務日数について私は毎日勤務だって、常勤っていうのは毎日勤務で、勤務時間については違うと思ったんですけど、3日ということになりゃあ、3日でも52週ですから、今までの非常勤の方の70日ということになれば約半分ですよ。半分の部分を今までは住民監査請求なんかの仕事をされよって、それが今後はそのことをしませんよというのは総務部長さん言われたみたいな気がするんですけど、出てきたらどうするんですかと。かわって誰かがするんですかという話になるわけです。だから、3回目ですから、本来この3回目っていうのはこの前の特別委員会では答えができなんだから何回でもいいみたいに聞いたんですけど

ど、それはやめるとして、はっきりこの仕事をやめますよと。常勤の人の分の仕事との違いですよ。これを住民監査請求とか議会の監査請求はできてないですけど、市長の監査請求とか、そういう話と言ってることは。それはあるかないかわからん話ですから、そうじゃなしに、今までで言ようた150日が70日になりますよと。半分以上の仕事を、もうなくなるわけですから。そのなくなる仕事は何ですかというのを聞いているわけ。今まで仕事してなかったということになるわけですから、そう言われなかったらね。これ条例改正のときに、そのことをちゃんとわかって条例改正すべきじゃないかなという意味で尋ねてるわけです。市として必要なかどうか。もちろん、今の常勤監査委員さんが勤務の状況が違うからいろいろ違うし、報酬も下がるからという気持ちもあったんですけど、監査委員さんのほうからそういう希望もあったりしたと言われてるけど、それは監査委員さんの気持ちであって市の気持ちとはまた別の話ですから、市はこうしてもらいたいというだけで。今度ははっきりした答えをしてください。3回とも同じ質問してるんですけど、答えがまともに返ってきてないんです。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

済みません。十分なお答えにならずに申しわけございません。減らす業務ということでございますけども、定期的に行う定期監査、例月出納検査、決算審査、そして財政健全化及び経営健全化審査等を必ずする、出てくる監査については滞りなくされるということでございます。また、監査計画のほうも見直しをされて、効率的な監査をするというふうにお聞きをいたしております。

〔3番岩崎清治君「逆ですよ、答えが返ってきてないですが。同じことを聞いているのに。することを聞いているわけじゃなしに、せんことを聞いているんです」と呼ぶ〕

効率化を図って全て必要なものはすると。また、分担の見直しをして、職員にも十分仕事をしていただくということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

他に……。

〔3番岩崎清治君「答えになってないんですけど」と呼ぶ〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「3回済んだらええんじゃけえ、いけんわ」と呼ぶ者あり〕

〔3番岩崎清治君「ちゃんとした答えをしてください」と呼ぶ〕

はっきり答弁できますか。

〔3番岩崎清治君「半分しか日数出てこんわけですから、その半分の部分は今まで何をしようたんだって。そのしようたのができんわけですから、これこれできません言うたら終わりですが」と呼ぶ〕

〔「調整をしてきんさい」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後1時42分 休憩

午後2時29分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岩崎議員の3回目の質問の答弁からです。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。大変申しわけございませんでした。時間がかかりました。

議員が御質問の監査委員の職務の何を減らすかというところでございますけれども、職務につきましては自治法の199条第1項から第6項までが主な職務であるというふうに考えております。この中で、第1項の財務に関する事務、当然監査委員さんが最終的には判断をされることでございますけれども、この事務職のほうでお手伝いできるところは全てさせていただきたいと思っておりますし、また当然その後の経営に関する管理、監査、こういうことにつきましては当然識見を有しておられる監査委員さんをお願いすることになるかと思えます。また、2項については監査の必要な時期ということでございますし、また3項につきましては監査に当たっての注意事項、特に注意する部分について記載がされております。それから、4項、これは定期監査でございますけれども、これについては全く今までとかわりなくきちっとさせていただくということでございます。また、5項の監査につきましては必要があるとき、当然必要があるときはさせていただくんですけども、現在のところは監査をしていただく予定というのはございませんし、また6項につきましては地方公共団体の長、すなわち市長から監査要求があったときと。これについて監査をするようになっておりますけれども、これについては現在のところ全く予定がございません。したがって、大きく減ってまいりますのが、その6項の長からの監査要求という部分が大きいものと思えます。また、議員の御心配のように勤務日数が減るということでございますので、現在の予定以上にまた出いただく必要がある場合もあるかと思えます。そうした場合には、改めまして監査委員さんとの調整あるいは報酬のほうは極端に減ってまいりますので、そのあたりの調整ということは、また報酬審議会等の関係もでございますけれども、改めて協議のほうを、それから御相談のほうをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、ほかに質疑がございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

今回、監査委員の体制を地方自治法の一歩もとに戻すということを出しておられると思いますが、4年前ですか。刷新条例のときには、市長はどういうことを言われたかということも私は、それに思いをはせているわけでございます。監査体制を充実させて、市民のために美作市の税金をきちっと使うということで体制を強めていくんだという思いでつくられたというふうに聞いていたんですけども、今回のこの条例の改正と、ほんならそのことが全部本当にできたんだろうかなと。刷新されたことによってずっと監査がきちんできて、もう何も言うことないようになったから、こういう状態に、もとの状態に戻したというのなら私もわかるんですけど。監査報告を見ますと、再掲再掲といって再び指摘するというのが何回も出てきて、この前の監査報告にもそういう内容もあったと思うんですけど、そういったときにいきなりこれをもとに戻して、そして14万円幾らの報酬が6万円になると。これで本当に美作市の200億円、一般会計で200億円、特別会計を入れりゃあ300億円近い会計が監査できるんだろうかという思いが今私にはしております。最初の刷新条例のときと今回と、その差が余りにも大きい。私はこれは市長、信用というんか、信頼というんですか、どうしてこんなことになるんだろうかなという思いがしております。それに対して、市長はどの

ようにお考えですか。お答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

これは、議員がそのときにおられなかったんでじかに話はできてませんが、刷新条例のうったてがそもそも刷新期間というものを設けて、その期間内にとりあえず集中的な努力を行うといううったてになってます。したがって、刷新条例の期間、刷新条例に定めてある期間が終了すると、順次もとに戻っていくというのはもともと想定をせざるを得ないということでした。なぜかという、一般市における監査体制については当市の規模をはるかに上回る場所においても2人でやってらっしゃるという実態があるものですから、そういう意味ではそういうふうにはしないといけないというふうに、そもそも議会も考えておったというのが1点。

それから、もう一つは当局からする監査事項が幾つかありました。これは議会で当時百条委員会が起こったり、さまざまな事案がありました。そういった問題について一定の方向性を当局としても出さざるを得ないという背景があったものですから199条の6項を活用させていただいて、これとこれとこれについての監査をお願いするというのでやったわけでありまして。それがもうほぼ片がつきました。一番筆頭典型でもおもしろかったのははっぴの問題というのは御存じですか。

[10番岡本泰介君「知ってます」と呼ぶ]

あれなんかは、監査委員の方々をお願いをして、かなり正確な分析ができて、そして損害賠償が行われて片がついたというようなこともあります。いずれにしても、当時は監査をお願いせざるを得ない未解決事案が結構たくさんあったということがありまして、そういうふうにしたと。その後、そういった問題についてはほぼ収束をしていって、一部は裁判に回っていきなりしておりますが、いずれにしても当局から発意をして監査をお願いする状況はもう既になくなっていくということになります。

それから、通常の監査においてもさまざまな御指摘をいただいております。再掲事項はありますけども、それはそれぞれに説明すると切りがないんですが、幾つかの事情があって意見の相違といったものもあるわけでありまして、大きいところについてはほとんど全て監査の御指摘を当局としては改善に使ってきております。全く監査の必要がないという状況になったとは言いません。これは当たり前で、常に新しい事案が起きるわけですから、それに対応した通常の兵力、戦力を維持していくということで対応する。ただし、先ほど総務部長から答弁がありましたように、状況の変化によって監査への仕事の比重が高まるのが予想されなくはないわけでありまして、そういったときには人員の面で必要があれば、その配慮をするというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

市長、いろいろと今までの経過を述べられました。一部納得するところもあれば、納得できないところもあるわけですよ。今、代表監査委員として来ていただいとる人は非常に経験も深く、資格も持ってもらって、非常に私は監査委員としては適当な人が来てくれてよかったなという思いでおったんですけど。今度、ここで条例をもとに戻すと、月に6万円の報酬ですから、恐らく週1回か1.5回来られて、もうその人もボランティアではできんと思いますから、その程度しか来られなくなると思います。それで本当に美作市の監査が十分できるのか。再掲事項がなくなるようなことにしっかりっていくのかという私は不安を持っておりま

す。ですから、私はこの条例案には、討論みたいになってしまいましたけど、どうも納得できない。市長が幾ら言われても、余りにも最初との落差が大き過ぎて、私はどうしてもこの議会から出る人が1人と、そして雇ってる人が6万円に来てくださいと。それで200億円の監査をしてくださいということに私はどうしても納得できないという思いであります。ですから、この条例は私は、最初と落差が余りにも大きいので承服できないという思いです。

先ほど総務部長もしないことをいろいろと言われましたけれども、それにしてもこの6万円でやると。それが本来の条例の内容なんだからと言われて、そしてそれは議員が一般質問で2名でいいじゃないかということ言うたのをそのとおりに受けとめてしたんですというようなことも言われるんですけど、私は勝手についたら議員の言うことを聞いた。勝手についたら議員の言うことは聞かないというようなことでは私はいけないんじゃないかという思いでありますので、その辺についてはしっかりと今後ともやっていただきたいなど。議員の言うことを聞くのなら、もう全部聞いてください。聞かんのなら、もう。何かそのちぐはぐちぐはぐしたような、揚げ足をとられるような意見を言われるんで、私はおかしいなと思っております。市長はそれしか答弁されのんだったら、もう答弁は私はよろしい。私のこれはこの条例に対する反対というか。

議長（鈴木 悦子君）

質疑ですから。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。質疑ですから、もう質疑はしません。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

答弁ではございませんが、議員が言ったから直したという発言は総務部長の発言の中にはなかったと思います。監査委員が言ったとは言ってますけど、議員が言ったとはたしか言ってないと思いますので。

〔「去年6月の改正のときに」と呼ぶ者あり〕

〔10番岡本泰介君「去年6月の一般質問であった言うたな」と呼ぶ〕

言ったか。そうかな。わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第44号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2つの点で反対をいたします。

1つは、御承知のように税の使い道を誰がチェックするかです。つまり、行政から出されたものの税金の使い道のそれがいいかどうかを誰がチェックするかです。1つは私ども議会です。私ども議会のことを棚に置いていうのも非常に僭越な部分がありますが、もう一つは監査委員です。これは何であるかといえば、要は議会も当てにならんと、もう住民が直接請求しようと、そういうふうには法律の中ではいろいろ仕組みがあります。今、総務部長がいろいろ答弁をされました。私も少しばかりの知識しかございませんが、その財務監査について大体その項目ができるような説明だったのですが、まあまず無理でしょう。今の勤務時間も減らされ、それに対する労働対価も減らされ、これはできませんよ。ということは、しかもこのしわ寄せがどこに行くかです。監査事務局の職員の皆さんにしわ寄せが行きます。そして、もう一つはどういったところにしわ寄せが行くかということ、十分な税の使い道の監査ができない機能が出てくるということです。これはもう引いて言やあ、市民に対して迷惑をかけるということです。これがもう火を見るよりも明らかです、私の見る限りは。

もう一つは、総務部長にお話ししたいのは、安倍総理大臣は李下に冠を正さずというて、もう好きなごとく言われました。今おられません、立ち位置ということを非常に好きな方が言われました。私は総務部長の立ち位置は、以前申し上げたことがあります。2つの機能があります。1つは大蔵大臣です。もう一つは、人事権もあり、組織をどうするかという大事な機能を持たれてる。そういった意味では、第2の市長といってもいいと、私はそういうふうにし申し上げたことがございます。そういったことから、監査委員のほうからありましたから、それを聞きましたという答弁が最初ありましたが、そのときに総務部長の立ち位置とすれば、いや、それは監査委員、ちょっとそれは無理があるんじゃないですかと、そういつて総務部長であるあなたはね、それをたしなめなきゃいけませんよ。むしろ、職員を増やしましょうよと、そういった感じでなけにゃいけないんですよ、あなたは。総務部長の立場で、あなたというよりも総務部長の立場ですよ。それが今回の条例では、もうできませんよ。これはもう火を見るよりも明らかです。そういった意味で、これは税金の使い道がもうチェックできる機能ができません。職員にそのしわ寄せが行くだけです。そういったことで、私はこれは大反対です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

先ほどちょっと反対討論みたいなことも言うたんですけど、監査体制を充実させるということは大事なことでと思うんですが、とにかく人数が2人なら、仮に2人でもいいと、仮にしてもですよ。その一人は、もう常勤で毎日来て、そしてそれなりの報酬もとっていただいて、そしてしっかり監査していただくというのが私はいんじゃないかなと思います。6万円で、月に6万円ですよ。それで市の起こってることを全部監査して、そして正しく使われているだろうかチェックしなさいって、それは無理ですよ。6万円というの

は、もうそれは考えられない数字です。14万円幾らという数字でも私は非常に安いと思うんですけど、まして資格を持ったいい人来ていただいとんだから、20万円なり30万円でも、たくさん出して、そしてしっかり監査してもらって市民の負託に応えるという体制をとってもらわんと。岩江議員がよく言われますけど、愛の村の草を一つも刈ったりやへんじゃないかとか、こっちの掃除ができとらんじゃないかとか、もうそういったことがこれから何ぼでも起きてきますよ。私はもう少し市のお金を使う、チェックする体制を、議員ももちろんしなきゃいけませんけれども、監査委員の人をしっかりやってもらうためには、この条例では不足しているという思いですので反対します。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第44号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

和田議員。

2番（和田 広宣君）

質問をさせていただきます。

障害者地域支援センター「なごみ」の移設の件であります。1年前にこの場所に指定管理ということで社協のほうにお願いしたわけでありまして、今、地方行政の福祉行政にとっては本当に社協なくしてやっていけない部分がありますので、常日ごろ努力していただいているところに関しましては非常に感謝するところがあります。この件について、この議案が議会運営委員会が上がったときには私委員でありましたので、この即決案件については賛成したわけでありまして。その後、執行部等の話であるとか、他の議員との話の中になかなか質問というのが、自分の中で疑問点が増えてきましたので、ここであえて質問させていただきます。

1年前に指定管理を受けるときには、この場所でやるというのは当然決まっていたわけでありまして。1年の間にどういうふうに出が出てきて今回移転ということになったのかもしれませんが、その間にどういったふうに出が出てきたのか。その当初の予算、指定管理に出す前の予算と人員、指定管理に出してからの予算と人員、こちら辺がわかれば教えてほしいのと、さっき副市長のほうからありました連携強化と利用者の利

便性を考慮してということがありましたが、それだけで何かなかなかわかりにくいもので、もう少し詳しい内容を答弁願います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。まず、先ほどから指定管理ということなのですが、「なごみ」の業務につきましては指定管理ではなく業務委託という形をとらせていただいておりますので、平成30年から3年間の業務委託ということでございます。ですので、業者選定につきましてはプロポーザル方式で公募をかけました。その公募要件の中に、場所につきましては今の「なごみ」の場所、もしくはその受託の法人が自分の施設をお持ちでしたら、どちらでもよろしいですからということで公募をかけさせていただいております。

それで、1年間のふぐあいということでございますが、まず施設のほうをごらんになっていただいているかと思いますが、事務所部分と、それから公共施設でありますロビーを挟んだ反対側に通いの場ということで利用者の方が創作活動をしたりするようなスペースがございます。間にそのロビーがありますもんですから、なかなか常時目が行き届かないというのが1点ございます。それから、その通いの場の中で、やや体調がすぐれなくて、ちょっと不穏なような感じの方が出てきた場合に、集いの場の雰囲気全体が、全員の方がそれに同調するような形で雰囲氣的に余りよくないような状態になることが多々あるということでございます。そうしたときに必要になるのがクールダウンしていただくような専用のスペースが必要でして、直営でやっていたころはそのロビーにパーテーションを仕切ってやったりもしたんですが、完全な個室にはなりませんので、今度移転を予定しております作東の長寿センターの中に高齢者生活福祉センターというのが、今現在活用されてないんですが、そちらのほうに行きますと完全な個室が御用意できるということで、そちらのほうを活用したいという話がございます。

それから、家で、家庭で調理をするという習慣をつけていただくというのが非常に大きなことでありますので、その実習のために調理実習場を使うんですが、「なごみ」の集いの広場ではそういった火は使えませんので、作東の農村改善センターの調理場を使わせていただくと。建物の一番端から端へ移動するようになりまして、非常に時間がかかる。それと、なかなか全員の方が行くというのは、これまた難しくて、一部の方は残るといったようなこともあったりするので、そういうときに支援の方が両方にかかるということもございますので、そういうことも長寿センターのほうへ移転することによって解消が図れるということでございます。

それから、委託業務移行前と移行後の人員配置ということでございますが、ことしの予算で行きますと、これ社会福祉協議会の予算の積算の内訳ですが、専任職員が2名、それからその集いの広場のサロンの支援員が、これ嘱託になりますが2名、それからそれプラス相談支援専門員ということで、これが外部の職員であるんですが、その職員を1名しております。直営でやっていた場合は、その管理者ということで職員が1名、それから希望ヶ丘の病院との連携ということで病院からの派遣職員が1名、プラス週に2日の知的障がい者の関係の嘱託職員が週に2日で勤務、プラスサロンの広場の嘱託職員が2名ということで、今現在とほとんど変わらないという職員の配置の状況になっておりました。

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

利用者さんの利便性というのはそういったことなんですか、交通の便とかじゃなくて。交通の便と思

ったんですけどね、利便性というのが、行ったり来たり。

あと、連携強化っていう部分では、要は今ばらばらというか、部屋が分かれているので、それが下におりると、ほかの職員とかも対応できると。担当の職員じゃなくてもフォローができる、そういうことですかね。

済みません。そこら辺の一つと、これ要望書とか出とるといのもお聞きしたんですが、それはいつぐらに出たんですかね。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。1回目の答弁漏れがありました。大変申しわけありません。

利便性の向上ということですが、今は作東の支所にあるということで、巡回バスが日に5回、回っておりますし、プラス「なごみ」専用の送迎ということでやってるんですが、江見の町におりるということでJRであるとか市内の公共交通機関を使って、下におりることによって利用がしやすくなる、これが利便性の向上ということになると思います。

それから、連携強化ということですが、議員御指摘のとおり、社協の本所がある建物内と同じ長寿センターの建物の中にありますから、何か不測の事態が生じた場合に、その「なごみ」専用の職員以外の者がすぐ対応できるということが、そのあたりが連携強化ということになると思います。

それと、要望書につきましては、社協から4月3日の日付で市長宛てに要望書が提出されております。

〔「何日言うたん」と呼ぶ者あり〕

4月3日です。

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

要望書の内容とかもお聞きしたいわけではありますが、4月3日に出ているのであれば、この議会までに委員会を開いて、やっぱり利用者さんというのはすごいデリケートな方が多いと思うんですよ。知っとられるかもわからないですけど、たまたま寄してもらったときに1人の利用者さんがおられて話をさせていただいたんです。ほんなら、別に僕がこっちから質問したわけでもないのに、ちょっと困り事があるんです。困り事って不安なことがあるんですというふうに言われたんです。要は去年、業務委託にかわったときに担当の方もかわられたと思うんです。ことしちょっと担当がかわられた部分もあって、利用者の方が担当がころころかわって不安だっというふうなことをぼろっとおっしゃられたんです。それもある程度その担当がかわるといことも、その利用者さんにとって担当かわった人に対応するっていうのも一つのあれかもしれないんですけど、そういった不安を抱えておられる方が多いと。その中で、今の「なごみ」があるところっていうのはかなり暗いといったらおかしい、静かなところ、周りに誰もいなくて。そういったところであるから来られている方もおられるんじゃないかなと。7年間通ってられるという方がおられました。ずっとその場所に、7年ずっと通ってこられてるわけですね。これが下に移るといことになった場合に、どれほどの不安があるかっていうことを、もっと委員会であるとかで、みんなでもっと相談をして、わからないところがあつたらやるべきではなかったのかなと思います。即決案件ということで上がってきたわけではありますが、今さらという部分もあるんかもしれないんですけど、僕自身としてはもう少し委員会に付託していただいて、しっかり利用者さんが今後安心して、いろんな人の意見を聞いて移されるんかもわからないんですけど

ど、やっぱりもうちょっと広くいろんな意見を聞いてしていくべきではないか。質問じゃないんですけど、済みません。そういうことで、僕としては委員会付託されるべきじゃなかったかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

そのあたりは議会の御判断にお任せいたします。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

今2番議員のほうから質問がございましたので、ほぼ私も疑問に思っていたところが答弁がなされました。そこであえてお聞きするんでありますけれども、昨年4月から業務委託をしていかれたわけ。その委託をする前に、委託を受ける業者さんと十分な協議ができていたのかどうかということ。つまり、なぜそういうかということ、1年間やってみて、ここでは非常に不便であるというか、場所が適切でないということなので、4月3日に要望書が上がってきたわけですね。そういうことであるならば、委託を受ける前に双方で十分な協議をしておく必要があったのではなかったのかと。そういったときの協議はどのようにされていたのかなということが1つ問題が残る。

それから、先ほど2番議員もおっしゃったけども、即決案件で出すべき問題ではない。やっぱり委員会で協議を十分していただいて、その上で本会議で委員長報告を受けるべき、そういった議案ではないのかなと、私はそう思っております。

それから、最後に今作東地域では支援学校の構想等もありまして、今の計画というか、話の中では作東総合支所という案も上がっておる中で、こういったことがあると余計な臆測も生みますし、こういった不安をというか、誤解を招くような案件であるというふうに私は考えます。したがって、しっかりとそこは委員会で協議をしてやっていただけたらということで、その3点を疑問に思っておりますので、答弁ありましたらしていただきたい。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

それでは、1点目の場所の協議の部分について御回答させていただきますが、済みません。記憶が定かでないところもあるんですが、場所につきましては応募がありました1つの業者に、工事につきましては実際にその「なごみ」で勤務をされてた方が代表をされてる法人ですから十分承知はされていたと。それから、社協につきましては、場所は大体のことはわかってたと思うんですが、実際現場のほうを見ていただいたと、プロポーザルまでには場所を見ていただいたはずだというふうに認識しております。ただ、それを確認した上で応募をしていただいたんですが、1年間実際運営をした中で、やはり実際現場に当たってみるといろんなことが生じてくるので、今回の要望ということになった次第でございます。よろしく願います。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

3つ質問したわけですけど、その中の一つを御答弁いただきました。

何度も言いますが、委員会、文教厚生委員会もごさいますし、そのあたりでしっかり協議をしていただいで、こうやって本会議に提出されるのなら私は何も申し上げません。ただ、そういったことのない中で受託者側の都合によって要望書が上がってきた。そのことによって、委員会審議を経ずして本会議に即決として上がってくる。これは委員会軽視にもつながってくるというふうに私は考えますので、そのあたりについてもう一度答弁があればしてください。

議長（鈴木 悦子君）

答弁ございますか。答弁ありますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

当局としては、それは議会の御判断にお任せをするという立場は変わりません。

〔11番山本雅彦君「よろしい、もう」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

この改正条例で、場所の位置が変わるとというのが、改正前というのが945っていうのは今の作東総合支所の、今ある現在の「なごみ」のとこだと思うんです、代表地番ということで。改正後というのは、正式名かどうかはわからないんですけど、長寿センターという場所だろうと思うんです、先ほどそういう言葉も出てたんですけど。あそこの建物は、御存じだと思うんですけど、老健施設、診療所、高齢者福祉センター、それから行政の管理運営する建物、4つの複合施設があるわけですよ。その代表地番が280番地ということで、先ほど少し言葉の中で出たみたいな気がしたんですけど、高齢者福祉センターで「なごみ」を運営すると、だろうかどうかという質問なんですけど。その場合には、私が先ほど言った4つの複合施設のうち3つについては条例があるというふうに思ってるんですけど。

あそこの問題点は、1つは短期間ですけど総合健診等々で人の出入りがすごい激しい時期があります。もう御存じだと思うんですけど。それから、デイサービスをされてるのが、私が知ってる限りは2カ所あったわけなんですけど、今は1カ所になってるかもしれませんが、それは高齢のほうと老健のほう、2つに分かれてされてたと。そういう中で、条例との関係、施設の運営の関係等々について、場所もその代表地番だけなんで、どこの場所だということを教えていただきたい。2つですよ。条例関係とそこの。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

場所につきましては、今議員がおっしゃられましたとおり、高齢者生活福祉センターの1階を利用する予定でございます。そこに高齢者生活福祉センターの設置に関する条例というのがございますが、それは1階部分と2階部分を含めての条例でございます。2階部分については、以前は指定管理になっておりましたが、今は指定管理はなくて市が直営という形で、施設そのものは残っておりますが、利用者はなく実質上はもう休止の状態ということでございますが、建物自体は残っておりますので、その高齢者生活福祉センターの1階部分を「なごみ」として利用するというところでございます。

それから、1階のデイサービスにつきましては、老健でデイを今もやっていますが、社協が平成29年度まではその高齢者生活福祉センターでデイをやっておりましたが、30年度からはデイはやっておりません。これ

は社協が休止の状態になっております。

あと総合健診との関係でございますが、1週間程度、確かに非常に多くの方が来られるようになると思いますが、そのあたりにつきましては十分配慮をした上で運営をしていただくように、これは社協のほうに強く要望をするようにしたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

よくわかっと思われるように思うんですけど、私も1個1個記憶がないんですけど、高齢者福祉センターの一部を障がい者の地域活動支援センターに使うということになれば、事業内容の変更、条例の改正が必要ではないかなど。これ今の現条例を見てないんで、はっきり言い切れんのですけど。なぜならば、障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、この条例だけです。高齢者福祉センターの条例が先ほどあると言われて、言葉のごとく高齢者福祉センターであれば、障がい者の部分とは違うわけです。現実的には休眠状態かもわかりませんが。社協のデイをされてた施設というふうに私も理解してるんですけど、その中でその改正をなぜされないのかな。言葉だけでいえば、高齢者専門の施設みたいな感じがするわけですよ。それで、片方の今現在の社協の事務所の部分は、あれは市の施設ですから、市のほうが社協のほうへ位置貸しをするということになれば、それはある程度理解ができるんですけど、ちょっと中身が違ってくるんですけど、今の条例はどういうふうになってるのでしょうか、そのあたり特に。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例がございまして、この中には今言っているその作東にあります高齢者生活福祉センターだけではなく、福山にある福祉ホーム、それから英田にあります英愛センター、それから東栗倉にありますコスモス苑、この4つの施設を一括して1つの条例で管理をするという状況になっております。その4つの施設の中の一部を転用という形になるかと思うんですが、障がい者の施設として使うということですから、もとの施設がなくなってしまうわけではなく、新たな施設「なごみ」というもの自体がその280番地に移るといことなので並列するというような形に解釈がなるという判断で、旧条例については今回は変更を行っておりません。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

部長のほうで成立すると思われてるだけかもわかりませんが。ちゃんとした障がい者という言葉がないと、いけんという意味じゃないです、すべきだと思います。というのが、この条例だけではなしに関係条例の改正をしなきゃいけないというのが1つと、それから先ほど2番議員の質問のこともあったんですけど、特に1階部分については非常扉みたいなドアがあったり、いろいろドアがあるんですけど。あるんですけど、出入り自由なんです。なぜかという、何かあったときに困る。老健施設等の問題もありますんで、それから老健の浴室なんか1階部分にあるわけです。だから、ドアの締め切りはあるんですけど、オープン施設と一緒になんです。今現在ある「なごみ」の談話室というか、一番奥の部屋。あそこは誰も入れませんが、ドアというか窓をあけたら入れますけど、そういうことをしない限りは入れないですし、周り

は動かないんですけど、今の言われてるところについては中廊下の部分というか中庭の部分、反対側の部分、デイサービスの関係で大分人が動かされてるのも御存じだと思うんですけど。それと、入所者の関係。というのが、デイサービスの関係と入所者の関係は散歩の時間があるんです、歩く時間が。そのときに室内を、昼からの時間帯なんですけど、ずっと歩かれてるわけです。そういうことをされた場合に、先ほど2番議員の言われた施設の利用者の方が、ナーバスな方が非常に多いという部分で、少し考えるべきかなという気がするんです。鍵をかけてしまうわけには、あの施設はだめだと、何かがあったときに。それから、条例の問題と施設の利用の部分、もうここへ条例出されてるんですけど、本当の細心の注意を払ってされたのかなというのは非常に疑問があるんですけど、どうなんですか。そのあたりは利用者の人と十分協議して、現実を見られてあそこをされたというふうになるんですか。特に、私は条例は一緒のふうに出さなきゃいけないと思うんですけどね。再度お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

施設の利用につきましては、細心の注意を払って運営していくというのはもう大原則だと考えておりますので、実際移転ということが決まった暁には、細部にわたって社会福祉協議会と協議を図っていききたいというふうに考えております。

それから、条例につきましても、確かに今ある条例について変更ということも考えるというか、検討する必要があるかなというふうに当初は考えたんですが、先ほど申しましたようにその施設そのものは残る、取り壊してしまうとか、全く、全てが変わるということではございませんので、そのまま残しておいて問題ないという判断で今回「なごみ」の、美作市障がい者の地域活動支援センターの条例のみ変更させていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

聞きよったら、2階じゃというて言うたんかな。1階か。それは1階でも2階でも、その危機管理の関係じゃ。やっぱし安全で安心じゃというような中で、それは今度そういうふうな施設をするというて言うたら、あとの改修やなんかの予算の関係やこうも考えられとんか。トイレとか、障がい者というたらトイレの関係もまた考えていかにやいけまあし。条例改正で部屋だけつくったら仕舞じゃあというようなことじゃなしに、スロープの関係とか、それからトイレとか、いろいろとありますがな、附属したそういうなもん。それらについてはまだ考えてないんかな、それがこっちにかわった場合について。ほいで、下が今言よる障がい者で、ほな上が老人だったら、老人が行くにしても、どっちが上になっても下になっても、やっぱしその安全・安心が一番に頭へなかつたら。それから、障がい者ということをごここで言われるんだしたら、そんなとこについたらどのぐらいなぐらいの予算をもって、これを条例改正して、そこに移ろうというような考えを持つとんか持ってねえんか。その辺のとこをわかつたら教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。施設の改修につきましては、従来より社協がそのデイサービスをやっておった施設でござい

ますので、高齢者に向けたバリアフリーというような設備はできておるはずですので、障がい者に対しても有効的な施設の内容になっているはず、なっております。ですので、今回条例改正を出しておりますが、施設の改修については現在のところは考えておりません。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

誰やら先ほど言うたけども、一発にこの本会議にばさっと出して、文教厚生の中でも一遍ないとその現場を視察するとか、ここだったらええんじゃないかとかというような形の中で議論しとんだったらよろしいですけども、やっぱしここで見た者は、誰もおらんのでしょうか。今、岩崎議員や、それから言われた人らは、質問された人は現場がようわかるとる思うんじゃないけども、あとの人はようわかるとんかな。わからんなりに手を挙げようたら、いろいろと。このときだったら、こういうふうにしたほうがえかったんじゃないかなというようなことが起きないような、何で時期尚早、こういうふうな形の中でここで一発でばさっと出してきたかという一つの疑問を感じるわけでございます。そういうことで、なぜこういうふうな。今、ここで急にこういうふうな条例改正を出したかということについて、その辺のところについても私は聞きたい思いますんで。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

今回の臨時議会に本条例を提出したということですが、社協のほうから先ほども申し上げましたが4月3日付で「なごみ」の移転を、早期に移転を求めるということで要望書が提出されております。なぜ急いでやらなければならないかというのは、先ほど和田議員への答弁で申しましたように、その通いの場の利用者の方のクールダウンする空間が必要であるとか、調理実習等々の利便性を図るといったことと、早急に対応を求められておる部分が緊急を要するというので社協のほうが求められておりましたので、一日も早い移転を実施したいということで本議会のほうへ提出をさせていただきました。よろしく願います。

[15番岩江正行君「おい、どがいしょん、どこ見よんな」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、必要性はわかるんで。なからにゃいけんというのは。早急にしてあげたいなというのはわかるけども、一応社協どうのこの言うまでに審議するのはここでするわけじゃから。採決するのはここでするわけじゃから、議会に。議会のもんが何にもわからん言うとして、手上げるような議会じゃ恐らくない思うんで。やっぱししっかりと物を見て、これだったらよろしいなというて言うんだったら、それは結構なもんじゃけども、皆見られて手上げるんだったらええんじゃないけど、見んうちにこういうな形の中で、物事がここで何でもかんでもすうすう行くというのはいかがなもんかなと思うから、私は質問させていただいとるわけでございます。そういうこって終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、委員会付託を省略することは否決されましたので、議案第45号は文教厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

これより委員会終了まで暫時休憩をいたします。

文教厚生委員会の委員の方は議員控室にお集まりください。

午後3時21分 休憩

午後4時48分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

休憩中に文教厚生委員会が開催されておりますので、文教厚生委員長から報告を求めることにしたいと思います。

お諮りいたします。

議案第45号を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより報告書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 議案第45号（委員長報告）

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、議案第45号を議題といたします。

金谷文教厚生委員長。

9番（金谷のり子君）〔登壇〕

先ほど行いました文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

休憩中に4階議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員、鈴木議長出席のもと、執行部より市長、副市長、政策審議監のほか、担当部長、以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。その審査の主な内容について御報告を申し上げます。

委員より、これまで12年この体制で来ているが、急いで移転するのはどのような理由があるのか、利用者の不安にはどのように対応するのかとの質疑があり、執行部より、通いの場の利用者が不穏になった場合にリカバリーができる部屋があることや社会福祉協議会の職員との連携ができること、作東診療所が隣接しており急な対応もできること、また現在の施設では調理実習をする調理室が遠いなど、離れており十分に利用者を支援することが難しいなどのことから、できるだけ早い移転を検討したものです、利用者の不安に対する対応は移転先の視察などを行うなど時間をかけて説明をしていく、利用者の不安の解消については利用者の声を聞き個別の対応をするなど、細かな配慮を行い対応してまいりたいと説明がありました。また、他の委員より、社会福祉協議会が提出した要望書の内容を見ていないと意見があり、要望書の提出を求め、内容確認をしました。移転先の状況は見たことがなく、特にトイレや空調など、施設の状況を確認したいとの意見がありました。

委員より、継続審査すべきとの意見があり、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、採決の結果、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

なお、委員より、委員会の構成がえがあるが、どのようになるのかとの質問があり、そのことについてはまた早急な現地確認など対応する要望があり、事務局より、議案は委員会に付託されたものであり、委員の任期が満了したからといって消滅するものではなく、付託案件が消滅するものではないと説明がありました。

以上をもって文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

文教厚生委員長の報告はただいまお聞きのとおりであります。

委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第45号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより暫時休憩をいたします。

午後4時54分 休憩

午後5時02分 再開

副議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に鈴木悦子議長から議長辞職願が提出されましたので、これより私が議事を進めます。

お諮りをいたします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 議長辞職の件

副議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第2、「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木悦子議長の除斥を求めます。

〔議長鈴木悦子君 退場〕

副議長（内海 健次君）

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

〔以下朗読〕

以上です。

副議長（内海 健次君）

お諮りをいたします。

「議長辞職の件」を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、「議長辞職の件」を許可することに決定をいたしました。

鈴木悦子議員の除斥を解きます。

〔18番鈴木悦子君 入場〕

副議長（内海 健次君）

鈴木悦子議員に報告をいたします。

鈴木悦子議員の「議長辞職の件」については、許可することに決定をいたしましたので報告をいたします。

ただいま議長の辞職を許可したことにより、議長が欠員となりましたので、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第3 選挙第1号「美作市議会議長選挙について」

副議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第3、選挙第1号「美作市議会議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれの方法によって選出したらよいかお諮りをいたします。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

選挙をお願いします。

副議長（内海 健次君）

投票でございますね。投票でよろしいですね。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

副議長（内海 健次君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番青山慶議員、2番和田広宣議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を行います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（内海 健次君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

副議長（内海 健次君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、順次お名前を申し上げます。

[点呼・投票]

副議長（内海 健次君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（内海 健次君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

1 番青山慶議員、2 番和田広宣議員、開票の立会をお願いいたします。

これから開票を行います。

[開 票]

副議長（内海 健次君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

法定得票数、有効投票の4分の1、したがって18議員ですから4.50票でございます。

有効投票中

岡本泰介議員 9票

鈴木悦子議員 9票

以上のとおりであります。

この結果、岡本泰介議員と鈴木悦子議員の得票数はいずれも法定得票数を超えておりますが、両議員の投票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条の第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

岡本泰介議員及び鈴木悦子議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。くじはくじ棒で行いますが、くじ棒は該当者の倍のくじ棒を使用します。1回目は予備くじとし、2回目の本くじを引く順番を決めますが、予備くじは議席番号の若い番号がさきに引き、数字の小さいくじを引いたほうがさきに本くじの当選人を決めるくじを引きます。本くじは数字が小さいほうを当選といたします。

青山議員、和田議員、くじの立会をお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決める予備くじを行います。

岡本議員、鈴木議員、くじを引いてください。

[くじ引き・1回目]

副議長（内海 健次君）

予備くじの番号を申し上げます。

4番、岡本泰介議員、3番、鈴木悦子議員。

本くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに、鈴木悦子議員、次に岡本泰介議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定する本くじを行います。

鈴木悦子議員。岡本泰介議員。

[くじ引き・2回目]

副議長（内海 健次君）

本くじの結果を申し上げます。

くじ番号3番、鈴木悦子議員、くじ番号2番、岡本泰介議員であります。

くじの結果、岡本泰介議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（内海 健次君）

ただいま議長に当選されました岡本泰介議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長の就任の御挨拶をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）〔登壇〕

議員の皆さん、先ほどの選挙によって私が当選人となりました。もとより、浅学非才の身ではありますが、市民のために全力を尽くして議長職を全うしてまいりたいと思います。議長を務めるに当たっては、公正、公明、無私を貫いてまいります。議員の皆様にも、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。〔降壇〕

副議長（内海 健次君）

新議長の挨拶が終わりました。

それでは、これをおもちまして私の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

岡本議長、こちらに。〔降壇〕

〔議長交代〕

議長（岡本 泰介君）〔登壇〕

それでは、議長を務めさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後5時30分 休憩

午後5時43分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に内海健次副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 副議長辞職の件

議長（岡本 泰介君）

それでは、「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内海健次副議長の除斥を求めます。

〔副議長内海健次君 退場〕

議長（岡本 泰介君）

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、読み上げます。

〔以下朗読〕

以上です。

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

「副議長辞職の件」を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、「副議長辞職の件」を許可することに決定いたしました。

内海健次議員の除斥を解きます。

しばらくお待ちください、トイレかも知りませんので。

〔17番内海健次君 入場〕

議長（岡本 泰介君）

内海健次議員に報告いたします。

内海健次議員の「副議長辞職の件」については、許可することに決定しましたので報告いたします。

ただいま副議長の辞職を許可したことにより、副議長が欠員となりましたので、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第5 選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程第5、選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれかの方法によって選出したらよいかお諮りいたします。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

投票をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票をお願いします。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（岡本 泰介君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（岡本 泰介君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いします。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、点呼をしますので、投票を順次お願いしたいと思います。

〔点呼・投票〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

議長（岡本 泰介君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

この選挙の法定得票数は4.5票であります。

有効投票中

重平直樹議員 9票

内海健次議員 9票

であります。

この選挙の法定得票数は4.5票であり、重平直樹議員と内海健次議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

重平直樹議員及び内海議員が会場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。くじはくじ棒で行いますが、くじ棒は該当者の倍のくじ棒を使用します。1回目は予備くじとし、2回目の本くじを引く順番を決めますが、予備くじは議席番号の若い番号がさきに引き、数字の低いくじを引いたほうがさきに本くじの当選人を決めるくじを引きます。本くじは数字が低いほうを当選といたします。

岩崎議員及び岡野議員、くじの立ち会いをお願いします。

〔くじ引き・1回目〕

議長（岡本 泰介君）

本くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに、重平議員です。次に、内海議員で引いていただきます。

それでは、当選人を決定する本くじを行います。

〔くじ引き・2回目〕

議長（岡本 泰介君）

くじの結果を報告します。

くじの結果、内海議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま副議長に当選されました内海議員が会場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

挨拶をお願いしたいんですけど、倉地議員が帰られてから。挨拶は倉地議員がいなくてもいいということでしょうか。

〔「しょうがないが」と呼ぶ者あり〕

〔「へえでも帰ってくるまで待ちゃあええが」と呼ぶ者あり〕

休憩をとらずに、このままちょっとお待ちください。

倉地議員の様子がちょっとわからないので、内海副議長の就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

副議長（内海 健次君）〔登壇〕

先ほどは御支持を仰ぎましてありがとうございました。議長の中立性、尊厳性のしっかり補佐をさせてい

ただきますので、皆さんにはぜひ御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議長、副議長の交代によりまして、議席の一部変更が必要になっておりますので、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議席の一部変更について

議長（岡本 泰介君）

追加日程第6、「議席の一部変更について」を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席を変更したいと思います。議席につきましては、申し合わせにより副議長を17番、議長席を18番とし、当選回数ごとで年少議員から議席番号の小さい順とする。ただし、任期途中の選挙で当選の場合は、当選回数ごとの最初の議席とすると決定しております。

議席番号及び氏名を事務局職員に朗読させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

失礼します。それでは、議席番号を読み上げさせていただきます。

現在の1番青山慶議員から9番金谷のり子議員までは同じ席でございます。続きまして、10番山本雅彦議員、11番萬代師一議員、12番山本重行議員、13番尾高誉久議員、14番鈴木悦子議員、15番岩江正行議員、16番日笠一成議員、17番内海健次副議長、18番岡本泰介議長でございます。

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

ただいま朗読したとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席を変更することに決定いたしました。

これより議席の変更をしていただきますが、その際には名札を持って移動をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたしますので、議席の変更をお願いいたします。

午後6時12分 休憩

午後6時23分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 美作市議会常任委員会委員の選任について

議長（岡本 泰介君）

日程第6、「美作市議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により議長が指名することになっております。皆様方より事前に希望申出書を提出いただいておりますので、過不足の調整を正副議長に御一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員の選任については、希望申出書により正副議長が過不足の調整を図り、選任することにより決定いたします。

それでは、選考できるまで暫時休憩いたします。

午後6時24分 休憩

午後6時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員会委員を事務局職員に報告させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、各常任委員会の委員を報告させていただきます。

まず、総務委員会委員でございます。1番青山議員、2番和田議員、4番岡野議員、7番重平議員、14番鈴木議員、18番岡本議長。

続いて、文教厚生委員会委員です。3番岩崎議員、8番安藤議員、9番金谷議員、11番萬代議員、16番日笠議員、17番内海副議長。

産業建設委員会委員です。5番中山議員、6番倉地議員、10番山本雅彦議員、12番山本重行議員、13番尾高議員、15番岩江議員。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

ただいま報告いたしました議員をそれぞれの各常任委員会委員に指名し、選任いたします。

それでは、各常任委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

各委員会の進行は年長議員で行ってください。

総務委員会は議員控室、文教厚生委員会は議長室、産業建設委員会は第二委員会室を御使用ください。

それでは、決定するまで暫時休憩いたします。

午後6時51分 休憩

午後7時02分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、事務局職員に報告させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、各常任委員会の正副委員長を御報告いたします。

総務委員会委員長に岡野議員、副委員長に青山議員、文教厚生委員会委員長に安藤議員、副委員長に萬代議員、産業建設委員会委員長に中山議員、副委員長に倉地議員。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

以上、報告のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第7 美作市議会運営委員会委員の選任について

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第7、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件の選任につきましても、委員会条例第8条の規定により、議長が指名することになっております。選考につきましては、正副議長に御一任を願います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

それでは、選考できるまで暫時休憩いたします。

午後7時04分 休憩

午後7時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会委員を事務局職員に報告させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、議会運営委員会委員を報告させていただきます。

順番に申し上げます。議席番号3番岩崎議員、議席番号4番岡野議員、議席番号5番中山議員、議席番号8番安藤議員、議席番号12番山本重行議員、議席番号17番内海健次副議長、以上の6名でございます。

議長（岡本 泰介君）

ただいま報告いたしました議員を議会運営委員会委員に指名、選任いたします。

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

議員控室を利用してください。

これより暫時休憩いたします。

午後7時11分 休憩

午後7時21分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が決定しましたので、事務局職員に報告させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、議会運営委員会の正副委員長を報告いたします。

委員長に岩崎議員、副委員長に山本重行議員。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

以上、報告のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

3番岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

失礼をいたします。このたび議会運営委員会の構成がえによりまして新たに議会運営委員会の委員長を拝命をいたしました岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

議会運営委員長といたしまして、議会運営が円滑に運ぶよう取り組んで参ります。何分よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど正副委員長互選の後に追加日程について協議をいたしましたので、委員長報告を行わせていただきます。

協議の内容は、議長、副議長選挙による4件の一部事務組合議員の選挙と各常任委員会の閉会中の継続審査の申し出の承認についてでございます。

追加日程第7から追加日程第10としまして4件の一部事務組合議員の選挙、また追加日程11といたしまして閉会中の継続審査の申し出の承認についてを追加することといたしました。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員長から報告がありましたように4件の一部事務組合議員の選挙、閉会中の継続調査の申し出の承認についてを日程に追加し議題といたしたいと思えます。

お諮りします。

勝英衛生施設組合議員選挙について、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議員選挙について、美作養護老人ホーム組合議員選挙について、勝田郡老人福祉施設組合議員選挙について、閉会中の継続調査の申し出の承認についてを日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10、追加日程第11として議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第7から追加日程第11を日程に追加し議題とすることに決定しました。

これより一部事務組合議員の選挙の議案を配付いたしますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第 7	選挙第3号「勝英衛生施設組合議員選挙について」
追加日程第 8	選挙第4号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議員選挙について」

追加日程第 9 選挙第 5 号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」

追加日程第 10 選挙第 6 号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第 7、選挙第 3 号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」、追加日程第 8、選挙第 4 号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について」、追加日程第 9、選挙第 5 号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」、追加日程第 10、選挙第 6 号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」、以上 4 件を一括議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、申し合わせにより議会運営委員長、各常任委員長を選考委員とすることになっておりますので、正副議長と選考委員で選考し、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選考できるまで暫時休憩いたします。

午後 7 時 28 分 休憩

午後 7 時 53 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、4 件の組合議会議員につきまして指名を行います。

この報告につきましては、休憩中に名簿を配付しております。

それでは、事務局職員に報告させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、4 件の組合議会議員の報告をさせていただきます。

まず、勝英衛生施設組合議会の議員でございます。和田議員、中山議員、重平議員、安藤議員、山本雅彦議員、尾高議員、岩江議員、内海議員。

続きまして、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会の議員でございます。青山議員、倉地議員、萬代議員。

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会議員でございます。岩崎議員、金谷議員、尾高議員、鈴木議員、日笠議員、岡本議長。

続いて、勝田郡老人福祉施設組合議会議員でございます。岡野議員、山本重行議員。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました議員を各組合議会議員の当選者と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を各組合議会議員の当選者に決定いたしました。ついては、本会議場におられます各組合議会議員の当選者に対しましては、本席から口頭により会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

追加日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

議長（岡本 泰介君）

続きまして、追加日程第11、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を議題といたします。

休憩中に申出書の配付をしております。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定いたしました。

ここで副市長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

議長のお許しをいただきましたので、ここで報告をさせていただきます。

昨日、4月22日午後4時15分ごろから5時10分ごろまでの55分間にわたり、市内全域においてケーブルテレビの地デジ全チャンネルとみまちゃんネルが視聴できないという事態が発生いたしました。昨日は、美作市栄町のサブセンター内でFM告知放送のサーバー類の移設作業を行っておりました。今回、機器の移設接続の際には電波のレベルを調整した上で接続する必要がありましたが、これが未了のまま接続した結果、レベルの高過ぎるFM告知放送電波がケーブルテレビを圧迫し、映像が映らないという状況になったものと認識しております。今回の事態は、市民生活や行政サービスに影響を与えかねない重大なものであると認識しておりまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、昨日発生しましたケーブルテレビの視聴ができなかったという事態につきまして御報告申し上げますとともに、視聴者の皆様に御不便と御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

なお、本日事業者から作業員の確認ミスがもととなり今回の事象が発生した旨の報告がありましたことをあわせて御報告いたします。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成31年第2回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変長時間御苦労さまでした。

午後7時58分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成31年4月23日

美作市議会旧議長 鈴木悦子

美作市議会新議長 岡本泰介

美作市議会副議長 内海健次

会議録署名議員 安藤 功

会議録署名議員 金谷 のり子